

令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜 志願のてびき

全日制の課程・別科

この「志願のてびき」は、令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜で、全日制の課程・別科に志願する際に必要になる資料の取扱いや手続の流れ等をまとめたものです。
内容をよく確認し、志願の手続等を行ってください。

令和7年度入学者選抜の出願方法について	1
出願サイトによる志願手続の流れ	2
受検料および入学料納付金額一覧	3
一般募集 全日制の課程	
I 志願資格と学区	4
II 共通選抜（二次募集を除く。）	4
III 二次募集	11
連携型中高一貫教育校連携募集	14
海外帰国生徒特別募集	15
在県外国人等特別募集	19
インクルーシブ教育実践推進校特別募集	
I インクルーシブ教育実践推進校特別募集（二次募集を除く。）	22
II 二次募集	24
中途退学者募集	25
別科（横浜市立横浜商業高等学校の理容科・美容科）	27
志願資格承認・学区確認	
I 志願資格承認について	30
II 学区確認について（横浜市立および川崎市立の高等学校）	31
○面接（特別募集・連携募集・中途退学者募集・別科）において、面接シート（第14号様式）の提出を必要としない学校について	34
○特色検査において、学校独自の様式による提出用紙が必要な学校について	34
○令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜選考基準および特色検査の概要について	34
○神奈川県公立高等学校の学費について	35
○神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について	35
○神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて	36
○神奈川県高校生等奨学給付金について	36
○私立高等学校等の学費支援制度等について	37
○神奈川県教育委員会案内図、問合せ先	裏表紙

令和7年度入学者選抜の出願方法について

令和7年度入学者選抜において、一般募集(共通選抜(二次募集を除く。))、連携型中高一貫教育校連携募集、特別募集(インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)および海外帰国生徒特別募集(後期募集)を除く。)、中途退学者募集および別科(以下「2月に行う検査」といいます。)は、神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム(以下「出願サイト」といいます。)による出願となります。

一般募集(共通選抜(二次募集)および定通分割選抜)、インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)および海外帰国生徒特別募集(後期募集)(以下「3月以降に行う検査」といいます。)は、紙の入学願書による出願となります。

■出願方法の違い

本冊子での呼び方	募集	出願方法
2月に行う検査	<ul style="list-style-type: none">一般募集(共通選抜(二次募集を除く。))連携型中高一貫教育校連携募集海外帰国生徒特別募集(後期募集を除く。)在県外国人等特別募集インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集を除く。)中途退学者募集別科	出願サイトによる出願
3月以降に行う検査	<ul style="list-style-type: none">一般募集(共通選抜(二次募集))一般募集(定通分割選抜)インクルーシブ教育実践推進校特別募集(二次募集)海外帰国生徒特別募集(後期募集)	紙の入学願書による出願

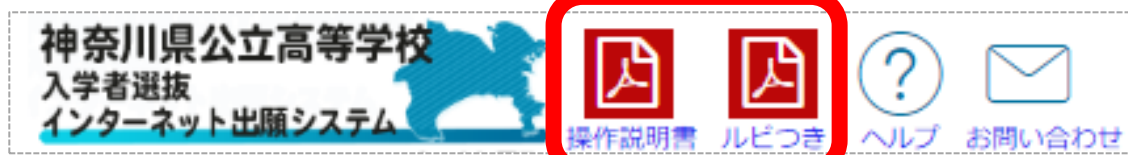
■出願サイトの操作方法

本冊子には、出願サイトの詳しい操作方法是掲載していません。
操作方法がわからなくなったときは、「神奈川県公立高等学校入学者選抜インターネット出願システム 志願者用マニュアル」(以下「マニュアル」といいます。)を参照してください。
なお、出願サイトを利用する際の端末や通信にかかる費用は利用者の負担となります。

■マニュアルのダウンロード方法

出願サイトのログイン画面からダウンロードします。

<https://shutsugan.pref.kanagawa.jp/applicant/>



操作説明書をクリックすると、PDFで表示されます。
(ルビつきの操作説明書もあります。)

■ヘルプデスク

出願サイトの操作方法について、マニュアルを見てもわからないときは、次の電話番号にご連絡ください。(ヘルプデスクは、出願サイトの操作方法についての質問にお答えします。)
なお、本冊子の記載内容については、裏表紙の問合せ先にご連絡ください。

電話番号：050-3501-6252 ※おかけ間違いにご注意ください。

期 間：令和6年11月8日(金)～令和7年3月7日(金) 9時～17時

(土、日、休日および年末年始(令和6年12月29日～令和7年1月3日)を除く。)

出願サイトによる志願手続の流れ

はじめに

2月に行う検査では、出願サイトを利用して志願手続をします。
出願サイトによる志願の方法は、次の[A]から[C]に分かれます。

A 県内の国公立中学校を卒業見込み または すでに卒業している人

・神奈川県内にある国立又は公立の中学校等（特別支援学校中学部、義務教育学校等を含みます。本資料や出願サイトでは、まとめて「中学校」といいます。）の場合。

B 県外の国公立中学校 または 私立中学校等を卒業見込み または すでに卒業している人

・Aに該当しない、日本国内にある中学校および海外にある日本人学校の場合。
・私立中学校には、神奈川県内・県外の私立中学校等を含みます。
・県外在住の場合、別途、志願資格承認申請の手続が必要です。（本冊子 p. 30、31）

C 海外現地校等を卒業見込み または すでに卒業している人

・上記A、Bに該当しない場合。
・別途、志願資格承認申請の手続が必要です。（本冊子 p. 30、31）

A、Bは、必ず手続の際に中学校を通します。

Cは、手続の際に中学校を通しません。

A 県内の国公立中学校を卒業見込み または すでに卒業している人

① 志願者アカウント作成（志願者登録申請）

募集期間（令和7年1月23日（木）～）の前までに志願者アカウントを作成しておきましょう。
また、志願資格承認申請、学区確認申請および特別募集等の志願資格確認の手続をする人は、早めにアカウント作成が必要です。

※ 日本の中学校を既に卒業している人は、出身中学校に、高等学校等に在籍していないことを証明するもの、本人および保護者（18歳以上の方は本人のみ）の住民票の写し等を提示することで、志願資格があることを確認してもらい、志願者アカウント作成の手続を依頼してください。

② 志願情報作成（下書き）

志願者アカウント作成後、志願先の高等学校を登録（下書き保存）できるようになります。
①で登録した志願者基本情報と②で登録する志願先の高等学校の情報をまとめて「志願情報」といいます。志願情報は、中学校を通じて、志願先の高等学校に送られます。

③ 志願情報申請、受検料納付

（令和7年1月23日（木）から1月29日（水）正午まで）

募集期間のうち志願情報申請期間に、志願情報の申請（=担任の先生に送る）をします。申請後、速やかに出願サイトから受検料を納付してください。

④ 志願変更情報申請、受検料再納付

（令和7年2月4日（火）から2月6日（木）正午まで）

志願変更する場合、志願変更期間のうち志願変更情報申請期間に、志願変更手続をします。
担任の先生に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」となると、志願変更が可能となります。志願変更する際の志願情報を「志願変更情報」といいます。受検料は、差額の納付または再納付が必要な場合のみ納付します。

「面接シート」、「高等学校長が定めた様式」等は、調査書等提出期間（令和7年2月4日（火）から12日（水）まで）に、中学校を通じて高等学校に提出します。

⑤ 受検票印刷（令和7年2月11日（火・休日）から）

検査前日までに、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷します。
また、受検票の二次元コードまたは URL からアクセスできる「志願者へのお知らせ」を必ず確認してください。
※「志願者へのお知らせ」は、募集期間初日の午前中を目途に、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校ホームページから確認することができます。

⑥ 検査

検査当日には、必ず印刷した受検票を持参してください。

⑦ 合格発表、入学料納付（令和7年2月28日（金）午前9時から）

出願サイトを通して合格発表を行います。
合格者は、当日の指定された時間に、合格した高等学校で合格通知書の交付を受けます。（受検票持参）
高等学校で受け取る案内に従い、出願サイトから入学料を納付します。

B 県外の国公立中学校 または 私立中学校等を卒業見込み または すでに卒業している人

在籍または卒業した中学校を通して手続します。

中学校から神奈川県教育委員会（以下、「県教育委員会」という。）にご連絡いただき、中学校用のアカウントを作成する必要があります。詳しいことは、以下の県教育委員会のホームページをご参照ください。

中学校用のアカウントを作成した後の手続は、**A**と同じです。

C 海外現地校等を卒業見込み または すでに卒業している人

中学校を通さずに志願手続します。**A**の手続のうち、「中学校を通じて」と記載している部分は、省略（スキップ）します。また、県教育委員会が事前に作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを登録し、手続します。「志願変更許可」および「志願取消許可」については、県教育委員会の窓口で行います。詳細は、志願資格承認申請の際にご案内します。併せて、以下の県教育委員会のホームページをご参照ください。

「県外・海外・私立等から受検する場合のインターネット出願に係る手続について」
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/kengai-kaigai-shiritsu-netshutsugan.html>



受検料および入学料納付金額一覧

納付金額とシステム利用料一覧（単位：円）

課 程	収納科目	金額	システム利用料 ※	システム利用料を含んだ納付金額合計 ※
全日制	受検料	2,200	97 220	2,297 2,420
	受検料 (半額免除)	1,100	48 220	1,148 1,320
別科	入学料	5,650	249 220	5,899 5,870
	入学料 (半額免除)	2,825	124 220	2,949 3,045

※上段：クレジットカードで納付する場合のシステム利用料と納付金額合計
下段：コンビニ、ペイジーで納付する場合のシステム利用料と納付金額合計

一般募集 全日制の課程

I 志願資格と学区

志願資格

神奈川県の公立高等学校（以下「高等学校」といいます。）の全日制の課程に入学を志願するためには、平成22年4月1日以前に出生した人で、次表のA欄の①～⑥のいずれかに該当し、かつ、B欄の①・②のいずれかに該当する必要があります。

A	① 中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程を卒業または修了した人、または令和7年3月31日までに卒業する見込みまたは修了する見込みの人（ただし、国公立高等学校、高等専門学校および中等教育学校の後期課程（以下「高等学校等」といいます。）に在籍していない人） ② 外国において、学校教育における9年の課程を修了した人、または令和7年3月31日までに修了する見込みの人 ③ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程があるとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人、または令和7年3月31日までに修了する見込みの人 ④ 中学校を卒業した人と同等以上の学力があるものとして文部科学大臣が指定した人 ⑤ 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された人 ⑥ 中学校を卒業した人と同等以上の学力があるものとして高等学校長が認めた人
B	① 本人および保護者（親権者または未成年後見人といいます。）の住所が神奈川県内にある人 ② 神奈川県教育委員会教育長（以下「県教育長」といいます。）の志願の承認を受けた人

注意 上記A欄の②～⑤に該当する人とB欄の①に該当しない人は、B欄②の県教育長の志願の承認を受けることが必要な人です。志願資格の承認申請の方法等について本冊子p. 30、31で確認してください。

学区

県立および横須賀市立の高等学校は、県内のどこからでも志願することができます。

横浜市立または川崎市立の高等学校を志願する人は、学区について、本冊子p. 31～33の「II 学区確認について（横浜市立および川崎市立の高等学校）」を必ずお読みください。

II 共通選抜（二次募集を除く。）

募集定員

共通選抜の募集人員は、募集定員の100%になります。

令和7年度神奈川県公立高等学校生徒募集定員については、県教育委員会のホームページに掲載しています。

URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>



志願

(1) 志願できるのは、一つの高等学校の一つの課程の一つの学科またはコースに限ります。ただし、横浜市立戸塚高等学校に志願する場合、同校の他のコースを第2希望として志願することができます。

農業に関する学科に志願する場合、同じ高等学校の他の農業に関する学科を第2希望として志願することができます。工業に関する学科に志願する場合、同じ高等学校の同じ課程の他の工業に関する学科を第2希望として志願することができます。商業に関する学科に志願する場合、同じ高等学校の他の商業に関する学科を第2希望として志願することができます。水産に関する学科についても同様に第2希望の志願ができます。

県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースに志願する場合、同校の国際科（国際バカロレアコースを除く。）を第2希望として志願することができます。また、県立横浜国際高等学校国際科（国際バカロレアコースを除く。）に志願する場合、同校の国際科国際バカロレアコースを第2希望として志願することができます。

(2) 共通選抜（他の課程を含む。）、連携募集、特別募集（他の課程を含む。）、中途退学者募集および別科に、同時に志願することはできません。

(3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校（国立は除く。）を志願した人または志願予定の人は志願することはできません。

志願手続

出願サイトにおける志願手続の流れは、本冊子p. 2、3を参照してください。

- (1) **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍（卒業）中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
- C 海外現地校等**の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。
- (2) 出願サイトから志願情報を申請し、受検料を納付の上、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。
- (3) 受検料は、志願情報申請後、出願サイトから納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびページから選べます。必ず保護者と確認の上、納付手続を行ってください。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。（本冊子p. 3を参照）受検料の金額等は、次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名 称	入学検定料	入学選考手数料	入学選考料	入学検定料
金 額	2, 200円（半額免除の場合は、1, 100円）			

- (4) 出願サイトからの納付ができない場合、受検料は、志願先の高等学校で現金納付することができます。
- ※ **志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。**
- ※ 納付した受検料は、原則として返還できません。
- (5) 次に該当する人は、提出書類があるので注意してください。詳しいことは、中学校の先生にお問い合わせください。
- ① 選考にあたって、**長期の欠席**について病気など特別な事情を有する志願者の取扱いを希望する人
→ **長期の欠席を理由とする選抜方法申請書**（第7号様式）、**欠席状況証明書**（第8号様式：中学校長が作成します。）および**長期の欠席を理由とする選抜方法の取扱い申請書**（第9号様式）
- ② 障害やさまざまな支援の必要性から、通常受検が困難な人は、受検方法について申請ができます。詳しいことは、中学校の先生に相談してください。

【志願の手続に関する注意点】

- ※ 県立神奈川総合高等学校普通科国際文化コースおよび舞台芸術科において、志願時に申請した受検教科の変更はできません。
- ※ 志願情報申請後、ログイン後の画面の「あなたの登録情報」から、現在の志願情報の状態が確認できます。「高校提出済」と表示されていれば、中学校で承認され、高等学校に提出されています。「高校受理済」と表示されていれば、高等学校で受理され、志願手続完了です。
- (6) 募集期間は次表のとおりです。

募 集 期 間	備 考
【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月29日(水)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月30日(木)正午まで	【志願情報申請期間】 に志願情報を申請し、 【中学校長承認期間】 に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

- (7) 志願者の調査書（令和7年4月1日現在で18歳以上の人は不要）は、中学校長から志願先（志願変更したときは、その志願変更先の）高等学校に提出（郵送または窓口へ直接提出）されます。特色検査（実技検査、自己表現検査および面接のうち、当該高等学校長が定めるもの。以下同じ。）を実施する志願先（志願変更したときは、その志願変更先の）高等学校において、面接シート（第14号様式）または当該高等学校長が定めた様式、長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類等の提出を必要とする場合は、原則、調査書と併せて提出されます。調査書等の提出期間は次表のとおりです。

調査書等の提出期間	受付時間
令和7年2月4日(火)から2月12日(水)まで (土曜日、日曜日および休日を除く。)	午前9時～正午および午後1時～午後4時

- ※ **面接シート（第14号様式）**または**高等学校長が定めた様式**の提出が必要な高等学校は、本冊子p. 34で確認してください。
- ※ 当該高等学校長が定めた様式については、県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷することができます。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/dokuziyoushiki.html>

- ※ 相模原弥栄高等学校音楽科の特色検査（実技）提出用紙については、提出方法、期間等を高等学校長が別に定めるので、相模原弥栄高等学校のホームページを必ず確認してください。

志願変更

(1) 志願変更の範囲

- ア 後記(2)の志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。
- イ どの高等学校へも志願変更できます。
- ウ 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる課程へも志願変更できます。)
- エ 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。)
- オ 共通選抜と特別募集の間でも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限りません。志願資格確認がされていない場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に当該募集の志願資格確認の手続きをしてください。
- カ 第2希望の志願ができる高等学校において志願変更する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に第2希望の志願ができます。

(2) 志願変更期間は次表のとおりです。

志願変更期間	備考
【志願変更情報申請期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

(3) 志願変更の手続

出願サイトにおける志願変更手続の流れは、本冊子p.2を参照してください。

志願変更をする人は、志願変更期間中に、次の手順により手続をしてください。

A 県内の国公立中学校 **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、

- ① 在籍(卒業)中学校に志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」を得ます。
- ② 出願サイトから志願変更情報を申請し、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願変更情報が志願変更先の高等学校に提出されます。

C 海外現地校等の場合は、

- ① 県教育委員会の窓口で志願変更を申し出て、出願サイト上で「志願変更許可」を得ます。
- ② 出願サイトから志願変更情報を申請すると、志願変更情報が志願変更先の高等学校に提出されます。

【志願変更の手続に関する注意点】

- ① 受検料に関する注意点は次のとおりです。

※ 県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間および同じ高等学校内の志願変更では、受検料を再納付する必要はありませんが、それ以外の場合、受検料を再納付する必要があります。

※ 受検料の再納付方法は、志願手続時と同じです。

※ 定時制の課程から全日制の課程および通信制の課程から全日制の課程または定時制の課程へ志願変更する場合には、県立高等学校間、同じ市の市立高等学校間または同じ高等学校内の志願変更であっても、受検料の差額を納付する必要があります。

なお、全日制の課程から定時制の課程または通信制の課程および定時制の課程から通信制の課程へ志願変更する場合、受検料の差額は返還しません。

※ 差額の納付または再納付の際も、別途システム利用料がかかります。

- ② 第2希望の志願変更の手続は、(3)の志願変更の手続に準じて行います。
- ③ 中学校が行う「志願変更許可」は、志願変更期間前にはできません。
- ④ 志願資格確認を受けていない特別募集(海外帰国生徒、在県外国人等)に志願変更する場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に、志願変更申請より前に志願変更先の高等学校で志願資格を確認の上、登録してもらう必要があります。
- ⑤ 海外帰国生徒特別募集、在県外国人等特別募集、インクルーシブ教育実践推進校特別募集および中途退学者募集に志願した人の志願変更については、当該募集のページも参照してください。

志願取消

志願または志願変更後に入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表日の前日(令和7年2月27日(木))正午までに、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

A 県内の国公立中学校 **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、

- ① 在籍(卒業)中学校に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
- ② 出願サイトから志願取消情報を申請し、中学校による確認および中学校長の承認を受けると、志願取消が完了します。

C 海外現地校等の場合は、

- ① 県教育委員会の窓口で志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
- ② 出願サイトから志願取消情報を申請すると、志願取消が完了します。

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上、検査当日に持参します。印刷可能な期間は次表のとおりです。

印刷可能期間	備考
令和7年2月11日（火・休日）から	受検票は、A4サイズの白紙に印刷してください。

(2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校ホームページから確認することができます。

共通選抜の検査

(1) 共通選抜で実施する検査について（クリエイティブスクールを除く。）

ア 検査の内容および期日

学力検査 令和7年2月14日（金）

特色検査 令和7年2月14日（金）（学力検査を5教科実施した場合を除く。）
17日（月）、18日（火）または19日（水）

※ 特色検査の日時は、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校のホームページから確認することができます。

イ 検査の会場 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校

ウ 学力検査の教科等・時間割 * 外国語（英語）はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50～ 9:10	9:20～ 10:10	10:25	10:30～ 11:20	11:35	11:40～ 12:30	12:30～ 13:15	13:15	13:20～ 14:10	14:25	14:30～ 15:20
教科 その他	検査についての注意	外国語 （英語）*	（予鈴）	国語	（予鈴）	数学	（昼食）	（予鈴）	理科	（予鈴）	社会

【検査に関する注意点】

学力検査について

- ① 学力検査は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校が指定する教科（県立神奈川総合高等学校単位制普通科国際文化コースおよび舞台芸術科においては、事前に申請した受検教科）をすべて受検します。
- ② 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。
- ③ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
- ④ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

- ・ テレビ神奈川（データ放送のdボタン→赤ボタン→県のお知らせ） 午前6:30以降
- ・ ウェブページ上に掲載 午前6:30以降
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



⑤ 学力検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき（必要としない学校もあります。）

- ※ 共通選抜において学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。
- ※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）

携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にご相談ください。

特色検査について

特色検査の当日に持参するもの

受検票、上ばき（必要としない学校もあります。）
志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校から指示されたもの

(2) クリエイティブスクールで実施する検査について

学力検査は行わず、特色検査（面接および自己表現検査）を行います。

ア 検査の内容および期日

面接 令和7年2月14日(金)、17日(月)、18日(火)または19日(水)

自己表現検査 令和7年2月14日(金)、17日(月)、18日(火)または19日(水)

※ 面接および自己表現検査の日時は、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校のホームページから確認することができます。

イ 検査の会場 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校

【検査に関する注意点】

検査の当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき（必要としない学校もあります。）
志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校から指示されたもの

追検査

共通選抜を志願する人のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合および痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により学力検査または特色検査（面接）（クリエイティブスクールに限る。）の全てを受検できなかった人の中で、追検査の受検を希望する人を対象として次により実施します。

(1) 受検の手続

追検査の受検を希望する場合、在籍（卒業）中学校に状況を伝えます。

中学校長は必要事項を記入した追検査受検願（第28号様式）を、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に提出します。提出期間および受付時間は次表のとおりです。

追検査受検願（第28号様式）の提出期間および受付時間（クリエイティブスクールを除く。）

提出期間	受付時間
令和7年2月14日(金)および2月17日(月)	2月14日(金)は、午後1時～午後4時 2月17日(月)は、午前9時～正午

追検査受検願（第28号様式）の提出期間および受付時間（クリエイティブスクール）

提出期間	受付時間
令和7年2月14日(金)から2月18日(火)まで (土曜日および日曜日を除く。)	2月14日(金)は、午後1時～午後4時 2月17日(月)および2月18日(火)は、午前9時～正午および午後1時～午後4時

※ 在籍（卒業）中学校が県外（海外を含む。）である等の事由により、期間内に追検査受検願（第28号様式）の提出ができない場合、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にご相談ください。

※ 追検査受検願（第28号様式）については、県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>

※ 学力検査以外の検査については、追検査を実施しません。（ただし、クリエイティブスクールにおける特色検査（面接）は除く。）

(2) 追検査の期日 令和7年2月20日（木）

(3) 追検査の会場 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校

(4) 追検査の内容

ア 共通選抜（クリエイティブスクールを除く。）

学力検査を行います。

学力検査の教科等・時間割 * 外国語（英語）はリスニングテストを含みます。

時刻	9:20～ 9:40	9:50～ 10:40	10:55	11:00～ 11:50	12:05	12:10～ 13:00	13:00～ 13:45	13:45	13:50～ 14:40	14:55	15:00～ 15:50
教科 その他	検査についての注意	外国語 (英語)*	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	理科	(予鈴)	社会

イ 共通選抜（クリエイティブスクール）

特色検査（面接）を行います。

特色検査（面接）の時間は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校から指示されます。

【追検査に関する注意点】

- ① 学力検査は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校が指定する教科（県立神奈川総合高等学校単位制普通科国際文化コースおよび舞台芸術科においては、事前に申請した受検教科）をすべて受検します。
- ② 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。
- ③ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
- ④ 学力検査当日、大雪等の非常事態により検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

・ ウェブページ上に掲載 午前6：30以降

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



- ⑤ 検査当日に持参するもの

ア 共通選抜（クリエイティブスクールを除く。）

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき（必要としない学校もあります。）

※ 学力検査はマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）

イ 共通選抜（クリエイティブスクール）

受検票、上ばき（必要としない学校もあります。）

志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校から指示されたもの

携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にご相談ください。

共通選抜の選考方法

- (1) 共通選抜における選考の方法（クリエイティブスクールおよび県立横浜国際高等学校を除く。）

中学校長から提出された調査書の評定(A)、学力検査（追検査を含む。）の得点(B)および調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を換算した数値(C)をもとに、それぞれを100点満点に換算した(a)、(b)、(c)の数値と、各学校が定めた比率(f、g、h)を用いて、各選考を行います。

- ① 第1次選考（募集人員の90%まで）

次の式により合計値を算出し、上位の者から合格者を決定します。

$$S_1 = (a) \times f + (b) \times g$$

なお、特色検査を実施した場合は、その結果(D)を100点満点に換算した(d)を加えます。

$$S_1 = (a) \times f + (b) \times g + (d) \times i$$

※ f、gは2以上の整数で $f + g = 10$ 、iは1以上5以下の整数

- ② 資料の整わない者の選考

資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して、第1次選考合格者に相当する者であるかを判断し、適正に選考します。

- ③ 第2次選考

①・②で合格となっていないすべての者を対象に、次の式により合計値を算出し、上位の者から合格者を決定します。

$$S_2 = (b) \times g + (c) \times h$$

なお、特色検査を実施した場合は、

$$S_2 = (b) \times g + (c) \times h + (d) \times i$$

※ g、hは2以上の整数で $g + h = 10$ として改めて設定、iは1以上5以下の整数

また、調査書の各教科における第3学年の「主体的に学習に取り組む態度」の評価を欠く者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。

なお、県立光陵高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同校の合格者を決定します。

- (2) クリエイティブスクールの共通選抜における選考の方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校長から提出された調査書の観点別学習状況、特色検査（面接および自己表現検査）の結果を資料として、総合的に選考します。

(3) 全日制の課程（県立横浜国際高等学校に限る。）

① 事前に公表した選考基準に基づいて、中学校長から提出された調査書の評定、学力検査（追検査を含む。）および特色検査の結果を資料として、総合的に選考し、共通選抜募集人員まで合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考のできる資料を活用して適正に選考します。

なお、第1希望の志願者の選抜について、海外帰国生徒特別募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

② ①に従って合格者を決定した上で、国際科国際バカロレアコースの選考において欠員を生じた場合、国際科（国際バカロレアコースを除く。）を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、国際科国際バカロレアコースを第2希望とする者の中から、事前に公表した国際科（国際バカロレアコースを除く。）の選考基準の数値の算出方法を用い、総合的に選考し、合格者を決定します。

③ ②に従って合格者を決定した上で、さらに海外帰国生徒特別募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員がある場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

合格者の発表

合格者の発表の日時・方法および合格通知書の交付の日時・場所は次表のとおりです。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付の日時・場所	備考
令和7年2月28日(金)午前9時 出願サイト上で確認します。	令和7年2月28日(金)のうち指定された時間 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の 高等学校	合格通知書の受取には、受検票の 提示が必要です。

※ 出願サイトで合格発表を閲覧することができない場合は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にて受検票の提示により可否結果通知書を手渡します。

※ 合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果（「答案の写し」および「問い別採点結果」）を手渡します。不合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果（「答案の写し」および「問い別採点結果」）を郵送します。

※ 合格通知書および答案の写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

入学の許可

(1) 入学の許可は、合格者に高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。

(2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

(1) 高等学校長が指定する期日までに、誓約書を高等学校に提出してください。

(2) 指定された期日までに入学料を納付してください。納付方法は、受検料の納付方法と同様です。出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。（本冊子p. 3を参照）入学料の額等は次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学料	入学金	入学料	入学金
金額	5,650円（半額免除の場合は、2,825円）			

注意 指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

その他

(1) 志願者数等については、募集期間の最終日から志願変更期間の最終日まで、毎日、午後7時頃までに各高等学校のホームページで公表予定です。（土曜日および日曜日を除く。）ただし、募集期間および志願変更期間の最終日は、県教育委員会の記者発表終了後、各高等学校のホームページまたは神奈川県ホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。

(2) 志願者数、合格者等については、電話等による問合せには一切応じません。

(3) 志願手続についてわからないときは、志願先の高等学校にお問い合わせください。

(4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報の保護に関する法律に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。（ただし、請求しても見ることができないものもあります。）

(5) 入学者選抜の資料とした合格者（入学を希望する者に限る。）の住所・氏名等の個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づいて、その後の教育活動のために使用することがあります。

(6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学料の全部または一部を免除する制度があります。詳しいことについては、各高等学校にお問い合わせください。（本冊子p. 35）

Ⅲ 二次募集

二次募集は、県立の高等学校については県教育長が、各市立の高等学校についてはそれぞれの市教育長が必要と認めた場合に行います。

志願資格と学区

- (1) 本冊子p. 4のIの「志願資格」に該当し、かつ、令和7年度入学者選抜における国公私立の高等学校（高等専門学校を含む。）または特別支援学校の合格者になっていない人が志願できます。
 ※ 合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。
 ※ 二次募集と定通分割選抜は、両方に志願することができます。
 ※ 一般募集共通選抜の二次募集とインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、同時に志願することはできません。
- (2) 二次募集は、県立高等学校、横浜市立高等学校、川崎市立高等学校および横須賀市立高等学校において、県内のどこからでも志願することができます。
- 注意 県教育長の志願資格の承認を受けた人は、志願資格承認書の交付等について本冊子p. 31を確認してください。

入学願書等の提出

- (1) 募集期間中に、紙による入学願書（第1号様式の1）を志願先の高等学校へ直接提出してください。郵送による入学願書等の提出はできません。
 入学願書については、必要事項を漏れなく記入の上、志願者の写真を貼り、中学校長の証明等を受けてください。入学願書に不備があるときは、受け付けることができません。（記入上の注意は下記「○入学願書記入上の注意」をご覧ください。）
 ※ 18歳以上（令和7年4月1日現在）の人は、入学願書の保護者欄の記入を省略することができます。
- (2) 受検料（2,200円）は、入学願書と併せて志願先の高等学校に直接納付してください。
- (3) 募集期間中は、志願取消はできません。
 ※ 入学願書は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、A4サイズの白紙に印刷してください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>
 ※ 特色検査（面接）を実施する高等学校において、面接シート（第14号様式）または当該高等学校長が定めた様式による書類の提出を求める場合には、入学願書と併せて志願の際に提出してください。
 ※ 調査書については、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が持参することもできます。
 ※ 入学願書とともに提出する書類のある人は、併せて提出してください。
 ※ 入学願書等の提出を行うのは本人です。代理人が提出を行う場合は、事前に中学校から志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

○入学願書記入上の注意（全日制の課程） 二次募集に限る。

第1号様式の1 令和7年度 神奈川県立高等学校

入学願書(全日制の課程)

二次募集

志願先	神奈川県立	〇〇	高等学校長	受検番号	※
志願変更先	立		高等学校長	受検番号	※

日付は、原則として出願日ですが、募集期間内であればいずれの日付でも可とします。

志願先は3ヶ所記入します。

学○校○長○の○印○を○貼○り○ま○す。

貴校に入学を志願
令和7年3月4日

フリガナ	カナガワ タロウ	志願資格承認申請書の区分	15号
氏名	神奈川 太郎	志願先	神奈川県立 〇〇 高等学校 普通科
生年月日	昭和(平成)22年1月29日	志願先	普通科
現住所	〒231-xxxx 横浜市中区△△-□□	受検教科	英語・国語・数学
(転居予定先)		第2希望(記入上の注意4、5又は6で指定された高等学校のみ記入可)	
連絡先TEL	(045) △△△ - □□□□	志願変更先	立 科
氏名	神奈川 一郎	受検教科	英語・国語・数学
現住所	志願者と同じ	第2希望(記入上の注意4、5又は6で指定された高等学校のみ記入可)	
昭和・平成・令和 年 月 卒業・卒業見込		中学校名	
中学校長の証明・確認	□募集及び選抜実施要領§2のIに規定を確認した。(令和7年度入学者選抜において、国立・公立及び私立の高等学校等又は特別支援学校に合格していないことの確認を含む。)	校長氏名	

ここに中学校が記入します。

令和7年度 神奈川県立高等学校

受検票(全)

志願先	神奈川県立	〇〇	高等学校
受検番号	※		
志願変更先	立		高等学校
受検番号	※		

フリガナ カナガワ タロウ
氏名 神奈川 太郎

志願資格承認申請を申請した者は○で囲みます。

志願資格承認申請を申請した者は○で囲みます。

受検教科を○で囲んでください。

検査の日時
共通選抜二次募集 (日時が入ります。)
学力検査 3月11日(火) 9時
(クリエイティブスクールを除く。)

特色検査 []
までに検査会場に集合すること。

○ 全日制の課程 第2希望記入欄の記入方法について

【第2希望を志願できる高等学校の場合】
※ 入学願書の下「記入上の注意4、5、6」に該当する高等学校の場合
第2希望のコースがある場合は右の図のようにそのコースを記入します。 ○〇コース

【第2希望を志願できない高等学校の場合】
※ 入学願書の下「記入上の注意4、5、6」に該当しなければ何も記入しません。
右の図のように、何も記入せず、空欄のままにします。 △△科

第2希望の学料がある場合は右の図のようにその学料を記入します。

第2希望として、他のコース(または学料)を希望しない場合は右図のように、右下がりの斜線を引いてください。

記入上の注意
1 志願者は本枠の中のみ記入する。ただし、※印欄には記入しないこと。
2 第15号様式により、県教育長の志願資格承認申請を行った志願者は、承認書を添付申請を必要としない志願者については、記入を要しない。
3 学力検査については、学校により受検を要する教科が異なる場合があるため、募集
4 農業(工業、商業、水産)に関する専門科を置く高等学校に志願する場合、同じ学校の同
5 横浜市立戸塚高等学校に志願する場合、同じ学校の同じ課程の他のコースを第2希望とし
6 県立横浜国際高等学校に志願する場合、同じ学校の同じ課程の他のコースを第2希望
7 令和7年4月1日現在18歳以上の志願者は、保護者欄への記入を要しない。
8 中学校長は、貼付された写真に職印又はシールプレスで割印する。なお、シールプ
9 中学校長の証明・確認欄の昭和・平成・令和及び卒業・卒業見込については、該当

志願変更

(1) 志願変更の範囲

ア 後記二次募集の日程の志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。

イ 一般募集およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施しているどの高等学校へも志願変更できます。ただし、インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

ウ 全日制・定時制(夜間以外)の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる課程にも志願変更できます。)

エ 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等にも志願変更できます。)

オ 第2希望の志願ができる高等学校に志願変更する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に第2希望の志願ができます。

(2) 志願変更をする人は、志願変更期間中に、次の手順により手続をしてください。郵送による志願変更の手続はできません。

- ① 志願変更願(第13号様式:各中学校に用紙があります。)に必要事項を記入します。
 - ② 中学校長の確認印を受けた志願変更願と受検票を、志願先の高等学校へ直接提出します。
 - ③ 入学願書等必要な書類の返還を受けます。
 - ④ その場で、返還を受けた入学願書および受検票の志願先の高等学校名等を斜線で消し、志願変更先欄等に記入した後、高等学校の確認を受け、志願変更願(写し)を受け取ります。
 - ⑤ 入学願書、受検票および志願変更願(写し)等を志願変更先の高等学校へ直接提出します。
- ※ 課程を変更する場合は、新たにそれぞれの入学願書を用意する必要があります。

※ 受検料に関する注意は共通選抜に準じます。本冊子p.6を参照してください。ただし、受検料の再納付方法については、前記(p.11)、入学願書等の提出(2)に準じます。

※ 第2希望の志願変更の手続は、上記志願変更の手続に準じて行います。

二次募集の日程

二次募集の日程は次表のとおりです。

項目	期間・期日	時間等
募集期間 (入学願書等受付)	令和7年3月4日(火) および3月5日(水)	3月4日(火)は、午前9時～正午および 午後1時～午後4時 3月5日(水)は、午前9時～正午
志願変更期間	令和7年3月6日(木) および3月7日(金)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時
調査書の 提出期間	令和7年3月4日(火)から 3月10日(月)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時
学力検査		午前9時から
特色検査 (面接)	令和7年3月11日(火)	志願先(志願変更したときは、その志願変更先) の高等学校から志願受付時に指示されます。
合格者の発表	令和7年3月14日(金)	午前10時～正午(受検票の提示が必要です。)

二次募集の検査

(1) 共通選抜(クリエイティブスクールを除く。)で実施する検査について

学力検査の教科等・時間割は次表のとおりです。また、検査の会場は志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校です。

時刻	9:00~ 9:10	9:20~ 9:50	10:05	10:10~ 10:40	10:55	11:00~ 11:30
教科 その他	検査に ついて の注意	外国語 (英語)	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

学力検査は3教科です。必要に応じて特色検査(面接)を実施する学校があります。実施する場合の特色検査(面接)の時間等は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校から指示されます。

【検査に関する注意点】

学力検査について

- ① 学力検査は、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校が指定する教科をすべて受検します。
- ② 受検する教科以外の検査時間は、指示された場所で待機してください。
- ③ 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
- ④ 学力検査当日、大雪等の非常事態により学力検査の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。(変更の有無に関わらずお知らせします。)

・ ウェブページ上に掲載 午前6:30以降

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



⑤ 学力検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき（必要としない学校もあります。）

※ 二次募集における学力検査の解答用紙は「マークシート方式」ではありません。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。

携帯電話等について

学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校の指示に従ってください。

なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にご相談ください。

(2) クリエイティブスクールで実施する検査について

学力検査は行わず、特色検査（面接）を実施します。

※ 特色検査（面接）の時間は、志願受付時に志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校から指示されます。

二次募集の選考方法

調査書（クリエイティブスクールにおいては、評定を除く。）および学力検査（クリエイティブスクールにおいては、特色検査（面接））の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に、二次募集の募集人員に含めることができなかった共通選抜入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定します。当該高等学校が、必要に応じて特色検査（面接）を実施した場合は、特色検査（面接）の結果も選考の資料とします。

なお、県立横浜国際高等学校においては、国際科国際バカロレアコースにおける海外帰国生徒特別募集において欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで合格者を決定します。

合格者の発表

合格者の発表の日時および場所は次表のとおりです。

日時	場所	方法
令和7年3月14日(金) 午前10時～正午	志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校	合否結果通知書(封筒に入っています。)を手渡します。 受取には、受検票の提示が必要です。

※ 合否結果通知書は、受検結果の通知です。合否結果を確認後、合格者は直ちに合格通知書を受け取ってください。

※ 学力検査を実施する高等学校の全ての検査を受検した者について、学力検査等の得点および教科別の採点結果（「答案の写し」および「問い別採点結果」）を交付します。

※ 合格者には、合格通知書および入学手続関係書類を交付します。

※ 合否結果通知書、合格通知書および答案の写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

入学手続

(1) 高等学校長が指定する期日までに、誓約書を高等学校に提出してください。

(2) 指定された期日までに入学料を納付してください。入学料の額等は次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立	川崎市立	横須賀市立
名称	入学料	入学金	入学料	入学金
金額	5,650円（半額免除の場合は、2,825円）			
納付方法	合格発表時にご案内します。		高等学校へ直接納付してください。	

注意 指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。

入学の許可

その他

(1) 入学の許可およびその他については、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p.10を参照してください。

(2) 二次募集では、追検査は行いません。

連携型中高一貫教育校連携募集

募集を行う高校

学校名	学科
県立光陵高等学校	普通科
県立愛川高等学校	普通科



連携募集の募集定員については、県教育委員会のホームページに掲載しています。URLは次のとおりです。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>

志願資格

本冊子p. 4のIの「志願資格」に該当し、かつ、在籍する連携型中学校長の推薦を得た人が対象となります。

志願手続

出願サイトにおける志願手続の流れは、本冊子p. 2、3を参照してください。

- (1) 在籍中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
- (2) 出願サイトから志願情報を申請し、受検料（2,200円）を納付の上、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。
- (3) 受検料は、志願情報申請後、出願サイトから納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上、納付手続を行ってください。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。（本冊子p. 3）
- (4) 出願サイトからの納付ができない場合、受検料は、志願先の高等学校で現金納付することができます。
※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。
※ 納付した受検料は、原則として返還できません。
- (5) 募集期間は次表のとおりです。

募集期間	備考
【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月29日(水)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月30日(木)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

- (6) 推薦書（第10号様式）および当該高等学校長が定めた様式は、原則、中学校長から志願先の高等学校へ提出されます。

志願変更

志願変更はできません。

受検票の印刷

- (1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上、検査当日に持参します。印刷可能な期間は次表のとおりです。

印刷可能期間	備考
令和7年2月11日(火・休日)から	受検票は、A4サイズの白紙に印刷してください。

- (2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先の高等学校のホームページから確認することができます。

検査

検査の内容および期日は次表のとおりです。

学校名	内容	期日
県立光陵高等学校	面接およびプレゼンテーション	令和7年2月17日(月)
県立愛川高等学校	面接	

追検査

県立愛川高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集を志願する人のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合および痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により面接を受検できなかった人の中で、追検査の受検を希望する人を対象として次により実施します。

なお、県立光陵高等学校における連携型中高一貫教育校連携募集については、追検査は実施しません。

- (1) 受検の手続
追検査の受検を希望する場合、在籍中学校に状況を伝えます。
中学校長は必要事項を記入した追検査受検願（第28号様式）を、県立愛川高等学校に提出します。提出期間および受付時間は次表のとおりです。

提出期間	受付時間
令和7年2月17日(月)および2月18日(火)	2月17日(月)は、午後1時～午後4時、 2月18日(火)は、午前9時～正午

- (2) 追検査の内容および期日 **面接** 令和7年2月20日(木)
- (3) 追検査の会場 県立愛川高等学校

選考方法

事前に公表した選考基準に基づいて、総合的に選考します。

合格者の発表

入学の許可

入学手続

その他

- (1) 合格者の発表、入学の許可、入学手続およびその他については、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 10を参照してください。
- (2) 二次募集は実施しません。

海外帰国生徒特別募集

募集を行う高校

学 校 名	学 科・コース
県立神奈川総合高等学校	単位制普通科 国際文化コース
県立横浜国際高等学校	単位制国際科 (国際バカロレアコースを除く。)
	単位制国際科国際バカロレアコース
県立新城高等学校	普通科
県立相模原弥栄高等学校	単位制普通科
県立西湘高等学校	普通科
県立鶴嶺高等学校	普通科
県立伊志田高等学校	普通科
横浜市立東高等学校	単位制普通科

海外帰国生徒特別募集の募集定員については、県教育委員会のホームページに掲載しています。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>



志願資格と学区

(1) 志願資格

本冊子p. 4のIの「志願資格」に該当し、かつ、次に該当する人が対象となります。

原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和4年4月1日（後期募集は令和4年10月1日）以降の人

(2) 学区

海外帰国生徒特別募集は、県立高等学校、横浜市立高等学校ともに、県内のどこからでも志願することができます。

志願

- (1) 志願できるのは、一つの高等学校の一つの学科またはコースに限ります。
- (2) 海外帰国生徒特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
- (3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校（国立は除く。）を志願した人または志願予定の人は志願することはできません。
- (4) 県立横浜国際高等学校国際科国際バカロレアコースに志願する場合、同校の国際科（国際バカロレアコースを除く。）を第2希望として志願することができます。また、県立横浜国際高等学校国際科（国際バカロレアコースを除く。）に志願する場合、同校の国際科国際バカロレアコースを第2希望として志願することができます。

志願手続

出願サイトにおける志願手続の流れは、本冊子p. 2、3を参照してください。

- (1) **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍（卒業）中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
C 海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。
- (2) 特別募集の志願資格を確認するため、志願資格確認期間中に、特別募集等の志願資格確認申請書および以下のア、イの書類を、各志願予定先の高等学校に提出または提示してください。志願資格確認期間は次表のとおりです。

確 認 期 間	受 付 時 間	備 考
令和7年1月6日(月)から15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。

ア 原則として、継続して2年以上外国に在住していたことを証明する書類（本人と保護者のパスポート（または出入国記録）、保護者の勤務先の所属長等の証明等）

イ 令和4年4月1日以降に帰国したことを証明する書類（本人と保護者のパスポート（または出入国記録）、保護者の勤務先の所属長等の証明等）

- 注意**
- ・ 出入国の際、一部の空港において出入国審査を自動で行う、いわゆる「自動化ゲート」を通過した場合、パスポートには期日等がスタンプ（証印）されません。志願資格の確認をするための書類としてパスポートを利用する場合は、自動化ゲートの通過後（出国時は搭乗前、入国時は税関検査前までに）必ず、各審査場事務室の職員にスタンプ（証印）についてお問い合わせください。
 - ・ 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
 - ・ 志願予定先高等学校で出願サイトに志願資格の登録がされないと、海外帰国生徒特別募集に志願できません。

- (3) 出願サイトから志願情報を申請し、受検料を納付の上、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先の高等学校に提出されます。
- (4) 受検料は、志願情報申請後、出願サイトから納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上、納付手続を行ってください。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。(本冊子p. 3を参照) 受検料の金額等は次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立
名 称	入学検定料	入学選考手数料
金 額	2, 2 0 0 円 (半額免除の場合は、1, 1 0 0 円)	

- (5) 出願サイトからの納付ができない場合、受検料は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

※ 納付した受検料は、原則として返還できません。

- (6) 募集期間は次表のとおりです。

募 集 期 間	備 考
【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月29日(水)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月30日(木)正午まで	【志願情報申請期間】 に志願情報を申請し、 【中学校長承認期間】 に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

- (7) 志願者の調査書(令和7年4月1日現在で18歳以上の人は不要)は、中学校長から志願先(志願変更したときは、その志願変更先の)の高等学校へ提出(郵送または窓口へ直接提出)されます。面接シート(第14号様式)または当該高等学校長が定めた様式、長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類の提出を必要とする場合は、原則、調査書と併せて提出されます。調査書等の提出期間は次表のとおりです。

調査書等の提出期間	受 付 時 間
令和7年2月4日(火)から2月12日(水)まで (土曜日、日曜日および休日を除く。)	午前9時～正午および午後1時～午後4時

志願変更

- (1) 志願変更の範囲

ア 後記(2)の志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。

イ どの高等学校へも志願変更できます。

ウ 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。

エ 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高等学校の異なる学科等へも志願変更できます。)

オ 一般募集共通選抜や他の特別募集へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。志願資格確認がされていない場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に当該募集の志願資格確認の手続をしてください。

カ 第2希望の志願ができる高等学校に志願する際、第2希望の志願をしていなくても、志願変更時に、第2希望の志願ができます。

- (2) 志願変更期間は次表のとおりです。

志願変更期間	備 考
【志願変更情報申請期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで	【志願変更情報申請期間】 に志願変更情報を申請し、 【中学校長承認期間】 に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 手続については、本冊子p. 6を参照してください。

志願取消

志願または志願変更後に入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表日の前日(令和7年2月27日(木))正午までに、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

A 県内の国公立中学校 **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、

① 在籍(卒業)中学校に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。

② 出願サイトから志願取消情報を申請し、中学校による確認および中学校長の承認を受けると、志願取消が完了します。

C 海外現地校等の場合は、

① 県教育委員会の窓口で志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。

② 出願サイトから志願取消情報を申請すると、志願取消が完了します。

受検票の印刷

- (1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上、検査当日に持参します。印刷可能な期間は次表のとおりです。

印刷可能期間	備考
令和7年2月11日（火・休日）から	受検票は、A4サイズの白紙に印刷してください。

- (2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校のホームページから確認することができます。

学力検査等

- (1) 検査の内容および期日 **学力検査・作文・面接** 令和7年2月14日（金）
※ 県立横浜国際高等学校国際バカロレアコースについては、令和7年2月17日（月）に特色検査を実施します。
- (2) 検査の会場 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校
- (3) 学力検査の教科等・時間割 *外国語（英語）はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50 ～ 9:10	9:20 ～ 10:10	10:25	10:30 ～ 11:20	11:35	11:40 ～ 12:30	12:30 ～ 13:15	13:15	13:20 ～ 14:10	14:20 ～
教科 その他	検査についての注意	外国語 (英語)*	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	作文 (日本語)	面接

【学力検査等に関する注意点】

- ① 学力検査等当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき（必要としない学校もあります。）

- ※ 学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。
- ※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）
- ② 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
- ③ 学力検査等当日、大雪等の非常事態により学力検査等の実施について変更が予想される場合には、当日の朝（県立神奈川総合高等学校の後期募集を除く。）に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

- ・ テレビ神奈川（データ放送のdボタン→赤ボタン→県のお知らせ）午前6：30以降
- ・ ウェブページ上に掲載 午前6：30以降
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



- ④ 学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、高等学校の指示に従ってください。
- なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にご相談ください。

追検査

追検査（後期募集を除く。）は、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 8、9を参照してください。

選考方法

- (1) 県立横浜国際高等学校を除く高等学校
各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校長から提出された調査書、学力検査（追検査を含む。）の結果、作文および面接の結果を資料として、総合的に選考します。
- (2) 県立横浜国際高等学校
- ① 事前に公表した選考基準に基づいて、中学校長から提出された調査書、学力検査（追検査を含む。）の結果、作文および面接の結果（ただし、国際科国際バカロレアコースにおいては特色検査を含みます。）を資料として、総合的に選考し、合格者を決定します。また、資料の整わない者については、参考にできる資料を活用して適正に選考します。
- なお、第1希望の志願者の選抜について、一般募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員を生じた場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。
- ② ①に従って合格者を決定した上で、国際科国際バカロレアコースの選考において欠員を生じた場合、国際科（国際バカロレアコースを除く。）を第1希望としていながら合格者とならず、かつ、国際科国際バカロレアコースを第2希望とする者の中から、事前に公表した国際科（国際バカロレアコースを除く。）の選考基準の数値の算出方法を用い、総合的に選考し、合格者を決定します。
- ③ ②に従って合格者を決定した上で、さらに一般募集における国際科国際バカロレアコースにおいて欠員がある場合は、その欠員分を加えた数まで同じコースの合格者を決定します。

- (1) 合格者の発表、入学の許可、入学手続およびその他については、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p.10を参照してください。
- (2) 二次募集は実施しません。
- (3) 県立神奈川総合高等学校の後期募集は、以下のとおり実施します。
- ア 志願資格
本冊子p.4のⅠの「志願資格」に該当し、かつ、原則として、保護者の勤務等の関係で、継続して2年以上外国に在住して帰国した日が令和4年10月1日以降の人
- イ 紙による入学願書等書類の提出
入学願書(第2号様式の1)を県立神奈川総合高等学校へ直接提出してください。郵送による入学願書の提出はできません。また、募集期間中は、志願取消はできません。
県立神奈川総合高等学校長が面接の際に参考とする面接シートの提出を求める場合には、これを併せて提出してください。
※ 入学願書は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、A4サイズの白紙に印刷してください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>
- ウ 志願者は、入学願書(第2号様式の1)提出の際、志願資格の確認を行うため、次の書類を提示する。
(ア) 原則として、継続して2年以上外国に在住していたことを証明する書類
(イ) 令和4年10月1日以降に帰国したことを証明する書類
- エ 募集期間(入学願書等受付)および受付時間
令和7年7月23日(水)および24日(木)は、午前9時～正午および午後1時～午後4時
25日(金)は、午前9時～正午
- オ 受検料の納付 入学検定料(2,200円)を高等学校へ直接納付してください。
- カ 調査書の提出
志願者の調査書(令和7年4月1日現在で18歳以上の人は不要)は、中学校長から、県立神奈川総合高等学校へ提出されます。
- キ 検査(学力検査・作文・面接)の期日および会場 令和7年7月29日(火) 県立神奈川総合高等学校
- ク 学力検査の教科等・時間割および学力検査に関する注意点
本冊子p.17の「学力検査等」の(3)および【学力検査等に関する注意点】に準じます。
※ 学力検査はマークシート方式ではありません。
※ 追検査は実施しません。
- ケ 選考方法 本冊子p.17の「選考方法」に準じます。
- コ 合格者の発表
日 時 令和7年8月1日(金) 午前10時～正午
場 所 県立神奈川総合高等学校
方 法 合否結果通知書(封筒に入っています。)を手渡します。受取には、受検票の提示が必要です。合否結果を確認後、合格者は直ちに合格通知書を受け取ってください。
※ 学力検査等の得点および教科別の採点結果(「答案の写し」および「問い別採点結果」)を手渡します。
※ 合否結果通知書、合格通知書および答案の写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。
- サ 入学の許可 本冊子p.10の「入学の許可」に準じます。
- シ 入学手続
高等学校長が指定する期日までに、誓約書を高等学校に提出してください。
指定された期日までに、入学料(5,650円)を高等学校へ直接納付してください。
※ 指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可が取り消されることがあります。
- ス その他
上記、合格者の発表を除き、(1)～(2)に準じます。

在県外国人等特別募集

募集を行う高校

学校名	学科
県立鶴見総合高等学校	単位制総合学科
県立横浜清陵高等学校	単位制普通科
県立新栄高等学校	普通科
県立川崎高等学校	単位制普通科
県立大師高等学校	単位制普通科
県立橋本高等学校	普通科
県立相模原弥栄高等学校	単位制普通科
県立高浜高等学校	普通科

学校名	学科
県立藤沢総合高等学校	単位制総合学科
県立大和南高等学校	普通科
県立伊勢原高等学校	普通科
県立座間総合高等学校	単位制総合学科
県立愛川高等学校	普通科
横浜市立みなと総合高等学校	単位制総合学科
横浜市立横浜商業高等学校	国際学科

在県外国人等特別募集の募集定員については、県教育委員会のホームページに掲載しています。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>



志願資格と学区

(1) 志願資格

本冊子p. 4のIの「志願資格」に該当し、かつ、次のすべてに該当する人が対象となります。

- (1) 外国の国籍を有する（難民として認定された人を含みます。）人
または日本国籍を取得して6年以内（令和7年2月1日現在）の人
- (2) 入国後の在留期間が**通算で6年以内**（令和7年2月1日現在）の人
※日本における学齢期以降（小学校1学年以降）で計算します。

(2) 学区

在県外国人等特別募集は、県立高等学校、横浜市立高等学校ともに、県内のどこからでも志願することができます。

志願

- (1) 志願できるのは、一つの高等学校の一つの学科に限ります。
- (2) 在県外国人等特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
- (3) 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校（国立は除く。）を志願した人または志願予定の人は志願することはできません。

志願手続

出願サイトにおける志願手続の流れは、本冊子p. 2、3を参照してください。

- (1) **A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍（卒業）中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
C 海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。
- (2) 特別募集の志願資格を確認するため、志願資格確認期間中に、特別募集等の志願資格確認申請書および以下のア、イの書類を、志願予定先の高等学校の窓口で**提出または提示**してください。

志願資格確認期間は次表のとおりです。

確認期間	受付時間	備考
令和7年1月6日(月)から15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。

ア 外国籍を有すること、難民として認定されたこと、または日本国籍を取得して6年以内（令和7年2月1日現在）であることを証明する書類

イ 入国後の在留期間が**通算6年以内**（令和7年2月1日現在）であることを証明する書類（パスポート、出入国記録等）

- 注意**
- ・ 出入国の際、一部の空港において出入国審査を自動で行う、いわゆる「自動化ゲート」を通過した場合、パスポートには期日等がスタンプ（証印）されません。志願資格の確認をするための書類としてパスポートを利用する場合は、自動化ゲートの通過後（出国時は搭乗前、入国時は税関検査前までに）必ず、各審査場事務室の職員にスタンプ（証印）についてお問い合わせください。
 - ・ 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
 - ・ 志願予定先高等学校で出願サイトに志願資格の登録がされないと、在県外国人等特別募集に志願できません。

- (3) 出願サイトから志願情報を申請し、受検料を納付の上、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先に提出されます。

- (4) 受検料は、志願情報申請後、出願サイトから納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上、納付手続を行ってください。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。（本冊子p. 3を参照）受検料の金額等は次表のとおりです。

高等学校の区分	県立	横浜市立
名 称	入学検定料	入学選考手数料
金 額	2, 200円（半額免除の場合は、1, 100円）	

- (5) 出願サイトからの納付ができない場合、受検料は、志願先の高等学校で現金納付することができます。

※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。

※ 納付した受検料は、原則として返還できません。

- (6) 募集期間は次表のとおりです。

募 集 期 間	備 考
【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月29日(水)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月30日(木)正午まで	【志願情報申請期間】 に志願情報を申請し、 【中学校長承認期間】 に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

- (7) 志願者の調査書（令和7年4月1日現在で18歳以上の人は不要）は、中学校長から志願先（志願変更したときは、その志願変更先の高等学校へ提出（郵送または窓口へ直接提出）されます。面接シート（第14号様式）または当該高等学校長が定めた様式、長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類の提出を必要とする場合は、原則、調査書と併せて提出されます。調査書等の提出期間は次表のとおりです。

調査書等の提出期間	受 付 時 間
令和7年2月4日(火)から2月12日(水)まで （土曜日、日曜日および休日を除く。）	午前9時～正午および午後1時～午後4時

志願変更

- (1) 志願変更の範囲

ア 後記(2)の志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。

イ どの高等学校へも志願変更できます。

ウ 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。（同じ高等学校の異なる課程にも志願変更できます。）

エ 異なる学科等へも志願変更できます。（同じ高等学校の異なる学科等にも志願変更できます。）

オ 一般募集共通選抜や他の特別募集へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。志願資格確認がされていない場合は、志願変更期間のうち【志願変更情報申請期間】内に当該募集の志願資格確認の手続をしてください。

- (2) 志願変更期間は次表のとおりです。

志願変更期間	備 考
【志願変更情報申請期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで	【志願変更情報申請期間】 に志願変更情報を申請し、 【中学校長承認期間】 に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 手続については、本冊子p. 6を参照してください。

志願取消

志願または志願変更後に入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表日の前日（令和7年2月27日(木)）正午までに、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

A 県内の国公立中学校 **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、

① 在籍（卒業）中学校に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。

② 出願サイトから志願取消情報を申請し、中学校による確認および中学校長の承認を受けると志願取消が完了します。

C 海外現地校等の場合は、

① 県教育委員会の窓口で志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。

② 出願サイトから志願取消情報を申請すると志願取消が完了します。

受検票の印刷

- (1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上、検査当日に持参します。印刷可能な期間は次表のとおりです。

印刷可能期間	備考
令和7年2月11日（火・休日）から	受検票は、A4サイズの白紙に印刷してください。

- (2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校のホームページから確認することができます。

学力検査等

- (1) 検査の内容および期日 **学力検査・面接** 令和7年2月14日（金）
(2) 検査の会場 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校
(3) 学力検査の教科等・時間割 *外国語（英語）はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50～ 9:10	9:20～ 10:10	10:25	10:30～ 11:20	11:35	11:40～ 12:30	12:30～ 13:15	13:15	13:20～
教科 その他	検査について の注意	外国語 (英語)*	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	面接

【学力検査等に関する注意点】

- ① 学力検査等当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食、上ばき（必要としない学校もあります。）

※ 学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）

- ② 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
③ 学力検査等当日、大雪等の非常事態により学力検査等の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

- ・ テレビ神奈川（データ放送→dボタン→赤ボタン→県のお知らせ）午前6：30以降
- ・ ウェブページ上に掲載 午前6：30以降
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



- ④ 学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、高等学校の指示に従ってください。
なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校にご相談ください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 8、9を参照してください。

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、中学校長から提出された調査書、学力検査（追検査を含む。）の結果および面接の結果を資料として、総合的に選考します。

合格者の発表

入学の許可

入学手続

その他

- (1) 合格者の発表、入学の許可、入学手続およびその他については、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 10を参照してください。
(2) 二次募集は実施しません。

インクルーシブ教育実践推進校特別募集

I インクルーシブ教育実践推進校特別募集（二次募集を除く。）

募集を行う高校

学校名	学科
県立城郷高等学校	普通科
県立横浜南陵高等学校	普通科
県立保土ヶ谷高等学校	普通科
県立霧が丘高等学校	普通科
県立白山高等学校	普通科
県立上矢部高等学校	普通科
県立川崎北高等学校	普通科
県立菅高等学校	普通科
県立橋本高等学校	普通科

学校名	学科
県立上鶴間高等学校	普通科
県立津久井浜高等学校	普通科
県立湘南台高等学校	普通科
県立茅ヶ崎高等学校	普通科
県立厚木西高等学校	普通科
県立伊勢原高等学校	普通科
県立足柄高等学校	普通科
県立綾瀬高等学校	普通科
県立二宮高等学校	普通科

インクルーシブ教育実践推進校特別募集の募集定員については、県教育委員会のホームページに掲載しています。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>



志願資格

本冊子p. 4のIの「志願資格」に該当する知的障害のある人で、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある人が対象となります。

志願

- 志願できるのは、一つの高等学校に限ります。
- インクルーシブ教育実践推進校特別募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
- 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校（国立は除く。）を志願した人または志願予定の人は志願することはできません。

志願手続

出願サイトにおける志願手続の流れは、本冊子p. 2、3を参照してください。

- A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍（卒業）中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
C 海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。
- 出願サイトから志願手続を行います。志願情報を申請し、受検料（2,200円）を納付の上、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先に提出されます。
- 受検料は、志願情報申請後、出願サイトから納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上、納付手続を行ってください。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。（本冊子p. 3を参照）
- 出願サイトからの納付ができない場合、受検料は、志願先の高等学校で現金納付することができます。
※ **志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。**
※ 納付した受検料は原則として返還できません。
- インクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書（第34号様式）、インクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート（第33号様式）を、在籍する中学校に提出してください。
- 募集期間は次表のとおりです。

募集期間	備考
【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月29日(水)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月30日(木)正午まで	【志願情報申請期間】 に志願情報を申請し、 【中学校長承認期間】 に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

- 志願者の調査書（令和7年4月1日現在で18歳以上の人は不要）は、中学校長から志願先（志願変更したときは、その志願変更先の高等学校へ提出（郵送または窓口へ直接提出）されます。インクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書（第34号様式）およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート（第33号様式）、長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類は、原則、調査書と併せて提出されます。調査書等の提出期間は次表のとおりです。

調査書等の提出期間	受付時間
令和7年2月4日(火)から2月12日(水)まで (土曜日、日曜日および休日を除く。)	午前9時～正午および午後1時～午後4時

志願変更

(1) 志願変更の範囲

- ア 後記(2)の志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。
- イ どの高等学校へも志願変更できます。
- ウ 全日制・定時制・通信制の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高校の異なる課程にも志願変更できます。)
- エ 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高校の異なる学科等にも志願変更できます。)
- オ 一般募集共通選抜や他の特別募集へも志願変更できます。ただし、特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。志願資格確認がされていない場合は、志願変更期間内に当該募集の志願資格確認をしてください。

(2) 志願変更期間は次表のとおりです。

志願変更期間	備考
【志願変更情報申請期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで	【志願変更情報申請期間】に志願変更情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 手続については、本冊子p.6を参照してください。

※ インクルーシブ教育実践推進校特別募集実施校の間で志願変更する場合、志願変更先の高等学校を記載したインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)を新たに作成し、本冊子p.22「志願手続」(5)と同様に取り扱ってください。

志願取消

志願または志願変更後に入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表日の前日(令和7年2月27日(木))正午までに、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

A 県内の国公立中学校 **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、

- ① 在籍(卒業)中学校に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
- ② 出願サイトから志願取消情報を申請し、中学校による確認および中学校長の承認を受けると志願取消が完了します。

C 海外現地校等の場合は、

- ① 県教育委員会の窓口で志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
- ② 出願サイトから志願取消情報を申請すると志願取消が完了します。

受検票の印刷

(1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上、検査当日に持参します。印刷可能な期間は次表のとおりです。

印刷可能期間	備考
令和7年2月11日(火・休日)から	受検票は、A4サイズの白紙に印刷してください。

(2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校のホームページから確認することができます。

検査

(1) 検査の内容および期日 **面接** 令和7年2月17日(月)または2月18日(火)

(2) 検査の会場

志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校

※ 面接当日に持参するもの

受検票、筆記用具、上ばき(必要としない学校もあります。)
志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校から指示されたもの

追検査

インクルーシブ教育実践推進校特別募集を志願する人のうち、インフルエンザ等の感染症に罹患した場合、月経随伴症状等の体調不良等の本人に帰責されない身体・健康上の理由に該当する場合、自然災害や検査会場に向かう途中の事故・事件に巻き込まれた場合および痴漢の被害にあった場合等、やむを得ない事情により面接を受検できなかった人の中で、追検査の受検を希望する人を対象として次により実施します。

(1) 受検の手続

追検査の受検を希望する場合、在籍(卒業)中学校に状況を伝えます。

中学校長は必要事項を記入した追検査受検願(第28号様式)を、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校に提出します。提出期間および受付時間は次表のとおりです。

提出期間	受付時間
令和7年2月17日(月)から2月19日(水)まで	2月17日(月)は、午後1時～午後4時 2月18日(火)は、午前9時～正午および午後1時から午後4時 2月19日(水)は、午前9時～正午

※ 在籍(卒業)中学校が県外(海外を含む。)である等の事由により、期間内に追検査受検願(第28号様式)の提出ができない場合、志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校にご相談ください。

※ 追検査受検願(第28号様式)については、県教育委員会のホームページからダウンロードし、印刷して利用することもできます。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>

(2) 追検査の内容および期日 **面接** 令和7年2月20日(木)

(3) 追検査の会場 志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校

選考方法

高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、面接の結果を資料として、総合的に選考します。

合格者の発表

入学の許可

入学手続

その他

合格者の発表、入学の許可、入学手続およびその他については、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 10を参照してください。

Ⅱ 二次募集

インクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、県教育長が必要と認めた場合に行います。

志願資格

本冊子p. 4のⅠの「志願資格」に該当する知的障害のある人で、高等学校での学習や生活について理解し、入学の意欲のある人が対象となります。さらに、令和7年度入学者選抜における国公私立の高等学校(高等専門学校を含む。)または特別支援学校の合格者になっていない人が志願できます。

※ 合格者は、入学手続の有無に関わらず、志願することはできません。

※ インクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集と定通分割選抜は、両方に志願することができます。

※ 一般募集の二次募集とインクルーシブ教育実践推進校特別募集の二次募集は、同時に志願することはできません。

注意 県教育長の志願資格の承認を受けた人は、志願資格承認書の交付等について本冊子p. 31を確認してください。

入学願書等の提出

(1) 募集期間中に、紙による入学願書(第2号様式の3)およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集志願資格確認書(第34号様式)ならびにインクルーシブ教育実践推進校特別募集用面接シート(第33号様式)を志願先の高等学校へ直接提出してください。郵送による入学願書等の提出はできません。

(2) 受検料(2,200円)は入学願書と併せて志願先の高等学校に直接納付してください。

(3) 募集期間中は、志願取消はできません。

※ 入学願書は、次の県教育委員会のホームページからダウンロードし、A4サイズの白紙に印刷してください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/jishiyoryo.html>

※ 調査書については、中学校で厳封したものを、志願時または志願変更時に、志願者が持参することもできます。

※ 入学願書とともに提出する書類のある人は、入学願書と併せて提出してください。

※ 入学願書等の提出を行うのは本人です。代理人が提出を行う場合は、事前に中学校から志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類(運転免許証等)を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

志願変更

志願変更の範囲

ア 後記二次募集の日程の志願変更期間中1回に限り、志願変更できます。

イ 一般募集およびインクルーシブ教育実践推進校特別募集において、二次募集を実施しているどの高等学校へも志願変更できます。ただし、インクルーシブ教育実践推進校特別募集への志願変更の場合、その志願資格を有する人に限ります。

ウ 全日制・定時制(夜間以外)の異なる課程の間でも志願変更できます。(同じ高校の異なる課程にもできます。)

エ 異なる学科等へも志願変更できます。(同じ高校の異なる学科等にもできます。)

二次募集の日程

二次募集の日程は次表のとおりです。

項目	期間・期日	時間等
募集期間 (入学願書等受付)	令和7年3月4日(火) および3月5日(水)	3月4日(火)は、午前9時～正午および 午後1時～午後4時 3月5日(水)は、午前9時～正午
志願変更期間	令和7年3月6日(木) および3月7日(金)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時
調査書の 提出期間	令和7年3月4日(火)から 3月10日(月)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時
面接	令和7年3月11日(火)	志願先(志願変更したときは、その志願変更先) の高等学校から志願受付時に指示されます。
合格者の発表	令和7年3月14日(金)	午前10時～正午(受検票の提示が必要です。)

二次募集の検査

面接を実施します。

※ 面接の時間は、志願受付時に志願先(志願変更したときは、その志願変更先)の高等学校から指示されます。

二次募集の選考方法

面接の結果を資料として総合的に選考し、二次募集の募集人員に、二次募集の募集人員に含めることができなかったインクルーシブ教育実践推進校特別募集入学辞退者による欠員分を加えた数まで、合格者を決定します。

合格者の発表

入学の許可

入学手続

その他

(1) 合格者の発表および入学手続については、一般募集共通選抜の二次募集に準じます。本冊子p. 13を参照してください。

(2) 入学の許可およびその他については、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 10を参照してください。

(3) 二次募集では、追検査は行いません。

中途退学者募集

募集を行う高校

学校名	学科
県立横浜桜陽高等学校	単位制普通科
県立川崎高等学校	単位制普通科
県立麻生総合高等学校	単位制総合学科
県立厚木清南高等学校	単位制普通科

中途退学者募集の募集定員については、県教育委員会のホームページに掲載しています。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>



志願資格

本冊子p. 4のIの「志願資格」に該当し、かつ、高等学校等に1年以上在籍した後に中途退学し、当該高等学校等での修得単位がある人が対象となります。

志願

- 志願できるのは、一つの高等学校の一つの学科に限ります。
- 中途退学者募集に志願した人は、他の募集に同時に志願することはできません。
- 他の都道府県の全日制の課程の公立高等学校（国立は除く。）を志願した人、または志願予定の人は志願することはできません。

志願手続

出願サイトにおける志願手続の流れは、本冊子p. 2、3を参照してください。

- A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、卒業した中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
C 海外現地校等の場合は、中学校を通さずに、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。
- 志願資格を確認するため、志願資格確認期間中に、特別募集等の志願資格確認申請書および退学した高等学校における単位修得証明書を、志願予定先の高等学校に提出してください。志願資格確認期間は次表のとおりです。

確認期間	受付時間	備考
令和7年1月6日(月)から15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	事前に志願予定先の高等学校に連絡してください。

注意 ・ 学校閉庁日は、各高等学校のホームページを確認してください。
 ・ 志願予定先高等学校において出願サイトに志願資格の登録がされないと、中途退学者募集に志願できません。

- 出願サイトから志願情報を申請し、受検料（2,200円）を納付の上、中学校の確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先に提出されます。
- 受検料は、志願情報申請後、出願サイトから納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上、納付手続を行ってください。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。（本冊子p. 3を参照）
- 出願サイトからの納付ができない場合、受検料は、志願先の高等学校で現金納付することができます。
 ※ 志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。
 ※ 納付した受検料は、原則として返還できません。
- 調査書の提出は要しません。
- 募集期間は次表のとおりです。

募集期間	備考
【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月29日(水)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から1月30日(木)正午まで	【志願情報申請期間】 に志願情報を申請し、 【中学校長承認期間】 に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

志願変更

- 次の志願変更期間中1回に限り、他の高等学校の中途退学者募集に志願変更することができます。
- 志願変更期間は次表のとおりです。

志願変更期間	備考
【志願変更情報申請期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月6日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年2月4日(火)午前0時から2月7日(金)正午まで	【志願変更情報申請期間】 に志願変更情報を申請し、 【中学校長承認期間】 に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 手続については、本冊子p. 6を参照してください。

受検票の印刷

- (1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上、検査当日に持参します。印刷可能な期間は次表の通りです。

印刷可能期間	備考
令和7年2月11日（火・休日）から	受検票は、A4サイズの白紙に印刷してください。

- (2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校のホームページから確認することができます。

学力検査等

- (1) 検査の内容および期日 **学力検査・作文・面接** 令和7年2月14日（金）
(2) 検査の会場 志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校
(3) 学力検査の教科等・時間割 *外国語（英語）はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50～ 9:10	9:20～ 10:10	10:25	10:30～ 11:20	11:35	11:40～ 12:30	12:30～ 13:15	13:15	13:20～ 14:10	14:20～
教科 その他	検査につい での注意	外国語 (英語)*	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学	(昼食)	(予鈴)	作文	面接

【学力検査等に関する注意点】

- ① 学力検査等当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、昼食

※ 学力検査を実施する全ての公立高等学校でマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りますが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）

- ② 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
③ 学力検査等当日、大雪等の非常事態により学力検査等の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

- ・ テレビ神奈川（データ放送→dボタン→赤ボタン→県のお知らせ）午前6：30以降
- ・ ウェブページ上に掲載 午前6：30以降
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



- ④ 学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から志願先（志願変更したときは、その志願変更先）の高等学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒に入れ、高等学校の指示に従ってください。

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 8、9を参照してください。

選考方法

各高等学校が事前に公表した選考基準に基づいて、学力検査（追検査を含む。）の結果、作文および面接の結果を資料として、総合的に選考します。

合格者の発表

入学の許可

入学手続

その他

- (1) 合格者の発表、入学の許可、入学手続およびその他については、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 10を参照してください。
(2) 志願変更先の高等学校に合格した場合、入学手続の期日までに、単位修得証明書を提出してください。
(3) 二次募集は実施しません。

別科（横浜市立横浜商業高等学校の理容科・美容科）

志願資格と学区

(1) 志願資格

別科への志願は、平成22年4月1日以前に出生した人で、次のA欄の①から⑥までのいずれかに該当し、かつ、B欄の①または②のいずれかに該当することが必要です。

A	① 中学校もしくはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校または中等教育学校の前期課程を卒業または修了した人、または令和7年3月31日までに卒業する見込みまたは修了する見込みの人 ② 外国において、学校教育における9年の課程を修了した人、または令和7年3月31日までに修了する見込みの人 ③ 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程があるとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した人、または令和7年3月31日までに修了する見込みの人 ④ 中学校を卒業した人と同等以上の学力を有するものとして文部科学大臣が指定した人 ⑤ 就学義務猶予・免除者等に対する中学校卒業程度認定試験により認定証書が授与された人 ⑥ 中学校を卒業した人と同等以上の学力があるものとして高等学校長が認めた人
B	① 神奈川県内に住所または勤務地がある人 ② 県外から本県に転居予定または勤務予定の人で、県教育長の志願の承認を受けた人 （志願資格承認申請が必要な人は、 志願資格承認期間内 に「神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）入学志願資格承認申請書（第18号様式）」（横浜市立横浜商業高等学校別科にあります。）を、横浜市立横浜商業高等学校別科に提出してください。）

(2) 学区 県内のどこからでも志願することができます。

募集定員

理容科・美容科それぞれの募集定員は県教育委員会のホームページに掲載しています。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/bosyuteiin.html>



志願

- 横浜市立横浜商業高等学校別科以外の高等学校の学科等に同時に志願することはできません。
- 横浜市立横浜商業高等学校別科の理容科、美容科間においては、同時に第2希望として志願することができます。

志願手続

出願サイトにおける手続の流れは、本冊子p. 2、3を参照してください。

- A 県内の国公立中学校** **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、在籍（卒業）中学校を通して、志願者アカウントを作成します。
C 海外現地校等の場合は、中学校を通さず、県教育委員会が作成する専用の中学校アカウントを通して志願者アカウントを作成します。
- 志願資格承認申請が必要な人は、志願資格を確認するため、志願資格承認申請期間中に、神奈川県公立高等学校（定時制・通信制の課程、別科）入学志願資格承認申請書（第18号様式）を、横浜市立横浜商業高等学校別科の窓口で提出してください。志願資格承認申請期間は次表のとおりです。

確認期間	受付時間	備考
令和7年1月6日(月)から15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日および各高等学校の学校閉庁日を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	事前に横浜市立横浜商業高等学校別科に連絡してください。

注意 学校閉庁日は、横浜市立横浜商業高等学校別科のホームページを確認してください。

- 出願サイトから志願手続を行います。志願情報を申請し、受検料（2,200円）を納付の上、中学校による確認および中学校長の承認を受けると、志願情報が志願先に提出されます。
- 受検料は、志願情報申請後、出願サイトから納付します。納付方法は、クレジットカード、コンビニ払いおよびペイジーから選べます。必ず保護者と確認の上、納付手続を行ってください。また、出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。（本冊子p. 3を参照）
- 出願サイトからの納付ができない場合に限り、受検料は、志願先の高等学校で現金納付することができます。
 ※ **志願先の高等学校以外で現金納付することはできません。**
 ※ 納付した受検料は、原則として返還できません。
- 募集期間は次表のとおりです。

募集期間	備考
【志願情報申請期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から2月6日(木)正午まで 【中学校長承認期間】 令和7年1月23日(木)午前0時から2月7日(金)正午まで	【志願情報申請期間】に志願情報を申請し、【中学校長承認期間】に中学校による確認および中学校長の承認を受ける必要があります。

※ 募集期間中は、志願取消はできません。

- (7) 志願者の調査書（令和7年4月1日現在で18歳以上の人は不要）は、中学校長から、横浜市立横浜商業高等学校別科へ提出されます。長期の欠席を理由とする選抜方法に関する書類の提出を必要とする場合は、原則、調査書と併せて提出されます。調査書等の提出期間は次表のとおりです。

調査書等の提出期間	受付時間
令和7年1月23日(木)から2月12日(水)まで (土曜日、日曜日および休日を除く。)	午前9時～正午および午後1時～午後4時

志願変更

志願変更はできません。

志願取消

志願後に入学を希望する他の学校の合格が決まった場合は、合格発表日の前日（令和7年2月27日(木)）正午までに、次の手順により、必ず志願取消をしてください。

A 県内の国公立中学校 **B 県外の国公立中学校や私立中学校等**の場合は、

- ① 在籍（卒業）中学校に志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
- ② 出願サイトから志願取消情報を申請し、中学校による確認および中学校長の承認を受けると、志願取消が完了します。

C 海外現地校等の場合は、

- ① 県教育委員会の窓口で志願取消を申し出て、出願サイト上で「志願取消許可」を得ます。
- ② 出願サイトから志願取消情報を申請すると、志願取消が完了します。

受検票の印刷

- (1) 志願者は、出願サイトから受検票をダウンロードし、印刷の上、検査当日に持参します。印刷可能な期間は次表のとおりです。

印刷可能期間	備考
令和7年2月11日（火・休日）から	受検票は、A4サイズの白紙に印刷してください。

- (2) 必ず検査前に、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。横浜市立横浜商業高等学校別科のホームページから確認することができます。

学力検査等

- (1) 検査の内容および期日

学力検査 令和7年2月14日(金)

面接 令和7年2月17日(月)または18日(火)

※ 面接の日時は、受検票に記載されている二次元コードまたはURLから「志願者へのお知らせ」を確認してください。横浜市立横浜商業高等学校別科のホームページから確認することができます。

- (2) 検査の会場 横浜市立横浜商業高等学校別科

- (3) 学力検査の教科等・時間割 * 外国語（英語）はリスニングテストを含みます。

時刻	8:50 ～ 9:10	9:20 ～ 10:10	10:25	10:30 ～ 11:20	11:35	11:40 ～ 12:30
教科 その他	検査について の注意	外国語 (英語)*	(予鈴)	国語	(予鈴)	数学

【検査に関する注意点】

学力検査について

- ① 学力検査当日に持参するもの

受検票、筆記用具※、上ばき

※ 学力検査はマークシート方式による解答用紙となっています。

※ 解答用紙への記入は、鉛筆またはシャープペンシルに限りませんが、問題用紙にチェックするためのマーカー等は使用できません。（マークシート方式の解答にあたっては、HBまたはBの黒鉛筆が適しています。また、シャープペンシルを使用する場合は、芯の太さが0.5mm以上のものが適しています。）

- ② 携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末、計算または辞書機能を持つ電子機器、定規、三角定規、コンパス、分度器等は検査会場へ持ち込めません。
- ③ 学力検査等当日、大雪等の非常事態により学力検査等の実施について変更が予想される場合には、当日の朝に、次によりお知らせしますので、直接確認してください。（変更の有無に関わらずお知らせします。）

- ・ テレビ神奈川（データ放送のdボタン→赤ボタン→県のお知らせ）午前6：30以降
- ・ ウェブページ上に掲載 午前6：30以降
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/oshirase/kensa.html>



- ④ 学力検査当日は、携帯電話やスマートフォン、タブレット端末、ウェアラブル端末等の情報端末を検査会場に持ち込むことは禁止ですが、大雪等への対策で、持ち込む必要がある場合は、事前に保護者から中学校へご相談ください。持ち込むことになった場合は、会場に着いたら電源を切り、氏名、受検番号を記入した封筒（中学校名入り）に入れ、高等学校の指示に従ってください。なお、県内国公立中学校に在籍していない人で、大雪等への対策で持ち込む必要がある場合は、横浜市立横浜商業高等学校別科にご相談ください。

面接について

面接の当日に持参するもの

受検票、上ばき、横浜市立横浜商業高等学校別科から指示されたもの

追検査

追検査は、一般募集共通選抜に準じます。本冊子p. 8、9を参照してください。

選考方法

事前に公表した選考基準に基づいて、学力検査（追検査を含む。）の結果および面接の結果を資料として、総合的に選考します。

合格者の発表

合格者の発表の日時・方法および合格通知書の交付の日時・場所は次表のとおりです。

合格者の発表の日時・方法	合格通知書の交付の日時・場所	備考
令和7年2月28日(金)午前9時 出願サイト上で確認します。	令和7年2月28日(金)のうち横浜市立 横浜商業高等学校長が指定する時間 横浜市立横浜商業高等学校別科	合格通知書の受取には、受検票の 提示が必要です。

※ 出願サイトで合格発表を閲覧することができない場合は、横浜市立横浜商業高等学校別科にて受検票の提示により可否結果通知書を手渡します。

※ 合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果（「答案の写し」および「問い別採点結果」）を手渡します。不合格者には学力検査等の得点および教科別の採点結果（「答案の写し」および「問い別採点結果」）を郵送します。

※ 合格通知書および答案の写し等の受取を行うのは本人です。代理人が受取を行う場合は、事前に中学校から志願先の高等学校に連絡した上で、本人を確認できる書類（運転免許証等）を持参してください。代理人が保護者以外の場合、併せて委任状も持参してください。

入学の許可

- (1) 入学の許可は、合格者に横浜市立横浜商業高等学校長が合格通知書を交付することによって行います。
- (2) 志願または選抜のための検査等に際し、不正行為があった場合は、入学を許可しません。また、入学許可後に不正行為が判明した場合は、入学の許可を取り消します。

入学手続

指定された期日までに、入学金（5,650円）を納付してください。指定された期間内に入学手続を行わなかった人は、入学の許可を取り消されることがあります。入学金の納付方法は、受検料と同様です。出願サイトから納付する際、別途、システム利用料がかかります。（本冊子p.3を参照）

横浜市立横浜商業高等学校長が指定する期日までに、所定の入学手続を行ってください。

その他

- (1) 志願者数等については、募集期間の最終日、県教育委員会の記者発表終了後、横浜商業高等学校別科のホームページまたは神奈川県ホームページの「記者発表」よりご覧いただけます。
- (2) 志願者数、合格者等については、電話等による問合せには一切応じません。
- (3) 志願手続についてわからないときは、横浜市立横浜商業高等学校別科にお問い合わせください。
- (4) 入学者選抜に関する「自分の個人情報」は、個人情報保護法に基づき、文書による開示請求をすれば、指定された期日に見ることができます。（ただし、請求しても見ることができないものもあります。）
- (5) 入学者選抜の資料とした合格者（入学を希望する者に限る。）の住所・氏名等の個人情報は、個人情報保護法に基づいて、その後の教育活動のために使用することがあります。
- (6) 経済的な理由で支払が困難な方に対し、受検料および入学金の全部または一部を免除する制度があります。詳しいことは、横浜市立横浜商業高等学校別科にお問い合わせください。（本冊子p.35をご覧ください。）
- (7) 二次募集は実施しません。

志願資格承認・学区確認

I 志願資格承認について

志願資格承認の申請が必要な人

次の①～④のいずれかに該当する人が神奈川県の公立高等学校の全日制の課程を受検するときは、事前に志願資格承認申請という手続を行い、県教育長から志願資格承認を受ける必要があります。

- ① 県外から本県に転居を予定している人（保護者の転勤等に伴い、志願者および保護者が令和7年4月1日までに県内に居住する予定の人）
- ② 山梨、静岡両県の本県に隣接する特定の地域に居住しており、通学の便宜上本県の最寄りの高等学校へ志願することが妥当と認められる人
- ③ 県外から県立海洋科学高等学校を志願する人で、原則として船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない府県に居住している人
- ④ その他特別な事情がある人（本冊子p. 4のIの「志願資格」にあるA欄の②～⑤に該当する人を含みます。）

申請の方法

県教育長の志願資格承認を受ける必要がある人（前記①～④に該当する人）は、次の書類を提出又は提示してください。

- (1) 神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請書（第15号様式）
申請書の所定欄に在籍（または出身）中学校長の副申を受けてください。
- (2) 前記①に該当する人は、次のものを申請書に添付してください。
ア 転居予定先の住所を確認できる次のa～eのいずれかの書類[提示]
 - a 家屋の登記簿謄本または登記事項証明書（いずれも発行後、6か月以内のもの）
 - b 建築確認通知書、建築計画確認書、入居決定通知書、売買契約書のいずれか（転居先の建物が建築中の場合等）
 - c 公団住宅、公舎、社宅へ入居する場合は、その管理者の証明書
 - d 家主との契約書（契約予定を含む。）
 - e その他、転居予定の事実を証明できるものイ 転居取りやめのときは入学を辞退する旨の念書（第19号様式）[提出]
ウ アの書類の所有者名義または賃借人名義が志願者の保護者でない場合は、名義人による同居同意書（第20号様式）[提出]
- (3) 前記②に該当する人は、志願者および同居している保護者の住民票の写し等を申請書に添えて提示してください。
- (4) 前記③に該当する人は、志願者本人が船舶職員養成施設に指定された水産に関する学科を置く公立高等学校のない府県に居住することを証明するもの（住民票の写し等）を申請書に添えて提示してください。
- (5) 前記④に該当する人は、その事実を証明できるものを申請書に添えて提示してください。
- (6) その他申請に関わる事実を証明する書類（必要な人のみ）

申請期間および申請書等の提出先

申請期間	窓口の受付時間	提出場所
令和6年11月30日(土)および 令和6年12月2日(月)から 令和7年1月15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日および令和 6年12月29日(日)から令和7年1月 3日(金)までを除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	神奈川県教育委員会教育局 指導部高校教育課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎6階 *裏表紙の案内図参照

※ 郵送による提出はできません。

※ 令和6年11月30日(土)の受付時間等については、県教育委員会のホームページ「令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜への県外・海外・私立等からの志願者説明会」をご覧ください。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/r7/kengaisetsumeikai.html>

※ 上記①～③または、④のうち本冊子p. 4のIの「志願資格」にあるA欄の②～⑤のいずれかに該当する場合、e-kanagawa電子申請による申請を行うことができます。その場合、申請期間は上記と異なり、令和6年11月30日(土)から令和6年12月27日(金)までとなります。詳細については、県教育委員会のホームページ「神奈川県公立高等学校入学志願資格承認申請（県内への転居予定）」をご覧ください。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/shiganshikakushinsei.html>

※ 令和7年1月16日(木)以降については、必要があると認められる場合、上記の提出場所で受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および休日を除きます。

申請後の流れ

(1) 2月に行う検査を受検する人

志願資格が承認されると、県教育委員会により、出願サイトに承認情報の登録が行われます。志願者アカウントの作成が完了していないと、承認情報が登録できないので、申請時に志願者アカウントを作成していない場合は、すみやかに作成してください。

(2) 3月に行う検査（二次募集）を受検する人

県教育委員会より志願資格承認書を受け取り、入学願書と併せて志願先（志願変更をしたときは、その志願変更先）へ提出してください。志願資格承認書の交付期間および交付場所は次表のとおりです。

交付期間	窓口の受付時間	提出場所
令和7年2月28日(金)から 令和7年3月7日(金)まで (土曜日および日曜日を除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	神奈川県教育委員会教育局 指導部高校教育課 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁東庁舎6階 *裏表紙の案内図参照

Ⅱ 学区確認について（横浜市立および川崎市立の高等学校）

学区について

(1) 【高等学校（学科）と学区】

横浜市立および川崎市立の高等学校への志願に際しては、横浜市立高等学校通学区区域規則および川崎市立高等学校の通学区域に関する規則（以下「各通学区域規則」といいます。）によって、次表のように学区を設けている学校があり、学区外から志願する際には、入学を許可される人数の制約があります。

高等学校および学科・コース		学区	学区外入学許可限度数
㉞	横浜市立桜丘高等学校 普通科 " 東高等学校 単位制普通科 (特別募集を除く。) " 戸塚高等学校 単位制普通科一般コース " みなと総合高等学校 単位制総合学科 (特別募集を除く。)	横浜市内 全域	志願する学科 またはコースの 募集定員の8%以内
	横浜市立金沢高等学校 普通科 " 南高等学校 普通科		志願する学科の 募集定員の30%以内
㉟	川崎市立橘高等学校 普通科 " 高津高等学校 普通科 " 幸高等学校 普通科	川崎市内 全域	志願する学科の募集定 員の8%以内
	横浜市立横浜商業高等学校（別科を含む。） " 戸塚高等学校 単位制普通科音楽コース " 横浜サイエンスフロンティア高等学校 単位制理数科 特別募集における横浜市立高等学校の各学科 ㉞以外の川崎市立高等学校の各学科		県内のどこからでも 志願することができます。

(2) 【通学区域規則上の区分】

各通学区域規則に従い、次表のとおり志願者の居住地等の状況により、(1)の表の㉞～㉟の学校（学科）ごとに、各通学区域規則上の区分が第3・4条に分かれます。

(1)の表の 高等学校 および 学科の区分	当該の市内に居住		当該の市外(県内)に居住		県外に居住	
	① 当該の 市外への 転居予定 あり	② 当該の 市内への 転居予定 あり	③ 当該の 市内への 転居予定 なし	④ 当該の 市外への 転居予定 あり	⑤ 当該の 市外への 転居予定 あり	⑥ 当該の 市外への 転居予定 あり
㉞	第3条	第4条*	第3条*	第4条	第3条*	第4条*
㉟	第3条	第4条*	第3条*	第4条	第3条*	第4条*
㊱	第3条					

※ *欄の志願者は、下記の「学区確認申請が必要な人」に該当します。

なお、学区外から身体の状態を理由として志願する人が、志願先の高等学校長の許可を得た場合は、第5条になります。また、その他特別な事情により、学区確認の申請が必要な場合があります。

学区確認申請が必要な人・申請方法

前記(1)の表中の㉗および㉘の高等学校の学科に志願する人のうち、(2)の表中の①～④のいずれかに該当する人、またはその他特別な事情により申請が必要な人は、事前に学区確認の申請が必要です。必要書類を準備して、当該市の教育委員会で直接学区確認申請を行ってください。郵送による提出はできません。

前記(1)の表中の㉗の高等学校の学科に志願する人は、申請の必要はありません。

	申請の理由	必要な書類
①	志願者および保護者が令和7年4月1日までに県内での転居を予定している人(当該の市内から市外へ転居予定)	ア 提出書類 [学区確認申請書(第22号様式の1)] (申請書の所定欄に在籍(出身)中学校長の証明等を受けてください。)
②	志願者および保護者が令和7年4月1日までに県内での転居を予定している人(当該の市外から市内へ転居予定)	[念書(第23号様式)] [同居同意書(第24号様式)] (祖父母宅等に同居の場合)
③	志願者および保護者が令和7年4月1日までに県外から転居を予定している人(当該の市内へ転居予定)	イ 提示書類 神奈川県内の住所を証明する
④	志願者および保護者が令和7年4月1日までに県外から転居を予定している人(当該の市外へ転居予定)	[家屋の登記簿謄本、建築確認通知書、社宅等の管理者の証明書または賃貸契約書等]のいずれかの書類 ※住民票の写し等では確認しません。
⑤	特別な事情により、保護者である父母双方と県内で別居している人、または保護者である父母いずれか一方がいない場合に、保護者と県内で別居している人(当該の市内または当該の市外における別居を除く。)	ア 提出書類 [学区確認申請書(第22号様式の1)] (申請書の所定欄に在籍(出身)中学校長の証明等を受けてください。) [特別な事情を証明できるもの] イ 提示書類 [住民票の写し等(本人・同居親族等)] [住民票の写し等(父母)]
⑥	志願者の未成年後見人が、志願者とは異なる県内の地域(横浜市の内外部又は川崎市の内外部)に居住している者	ア 提出書類 [学区確認申請書(第22号様式の1)] (申請書の所定欄に在籍(出身)中学校長の証明等を受けてください。) イ 提示書類 [住民票の写し等(本人・同居親族等)] [住民票の写し等(未成年後見人)]

注意 学区確認申請手続に関する特例

以下の【申請事由】に該当する人は、学区確認申請が必要であっても中学校長が確認することにより、申請を省略することができます。

【申請事由】

- ・県内に居住し志願資格を有する者で、中学校を卒業又は修了した者(外国人学校等を卒業又は修了した者も含む。)
※住民票の写し等(本人・同居している保護者)を中学校長に提示してください。
- ・志願者および保護者である父母の住所と、志願者の在学中学校の所在地が異なる地域(横浜市の内外部又は川崎市の内外部)にある、公立中学校の在学者
- ・保護者の一方と県内に居住する志願者であって、保護者の他の一方が勤務の関係等により志願者と異なる地域(横浜市の内外部又は川崎市の内外部)に居住している者

※ 学区確認申請については、「令和7年度 神奈川県公立高等学校の入学者の募集及び選抜実施要領」のp.63、64の[別表]「神奈川県公立高等学校の志願資格承認申請及び横浜市立・川崎市立高等学校に係る学区確認申請の事務手続について」にまとめられていますのでご確認ください。

申請期間	窓口の受付時間	提出場所
令和6年11月30日(土)および 令和6年12月2日(月)から 令和7年1月15日(水)まで (土曜日、日曜日、休日および 令和6年12月29日(日)から令和7 年1月3日(金)までを除く。)	午前9時～正午および 午後1時～午後4時	横浜市立高等学校の学区確認申請 横浜市教育委員会事務局 学校教育企画部高校教育課 (横浜市中区本町6-50-10 市役所14階) 川崎市立高等学校の学区確認申請 川崎市教育委員会事務局 学校教育部指導課 (川崎市川崎区東田町5番地4 第3庁舎7階) *本冊子p.33の案内図1、案内図2参照

※ 郵送による提出はできません。

※ 令和6年11月30日(土)の受付時間等については、県教育委員会のホームページ「令和7年度神奈川県公立高等学校入学選抜への県外・海外・私立等からの志願者説明会」をご覧ください。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/r7/kengaisetsumeikai.html>

※ 直接窓口に来られない場合、電子申請による申請を行うことができます。その場合、申請期間は上記と異なり、令和6年11月30日(土)から令和6年12月27日(金)までとなります。詳細については、県教育委員会のホームページ「横浜市立及び川崎市立の高等学校入学志願者の学区確認申請」をご覧ください。URLは次のとおりです。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/gakkukakuninshinsei.html>

※ 令和7年1月16日(木)以降については、必要があると認められる場合、上記の提出場所で、受け付けます。ただし、土曜日、日曜日および休日を除きます。

申請後の流れ

(1) 承認されると、当該市教育委員会により、出願サイトに学区確認結果の登録が行われます。志願者アカウントの作成が完了していないと、学区確認結果の登録ができないので、申請時に志願者アカウントを作成していない場合は、すみやかに作成してください。

(2) 通学区規則上の区分について

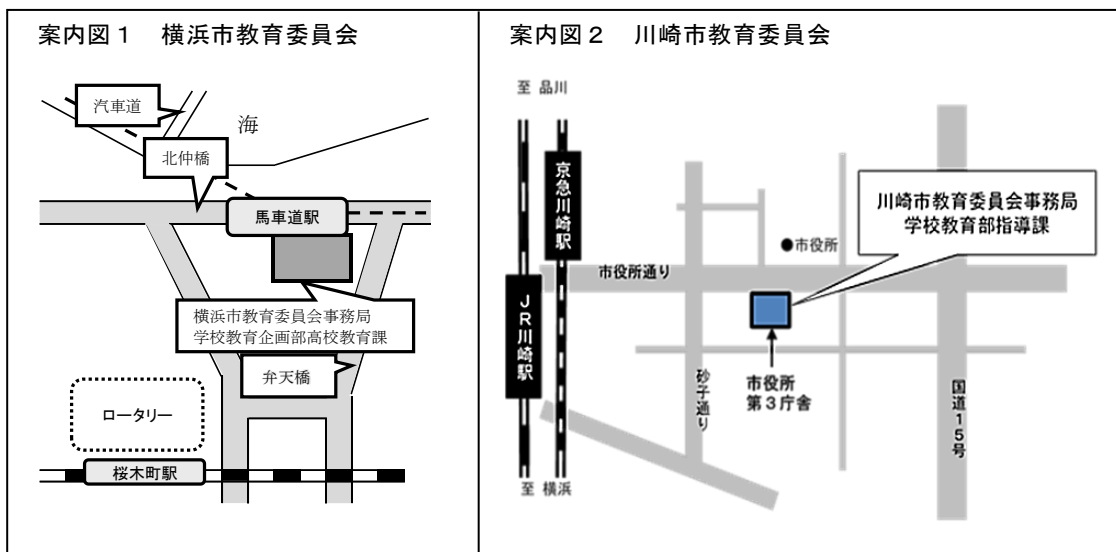
出願サイトでの志願情報作成時に、「通学区規則上の区分」欄の該当する区分（3条、4条、5条）を選択してください。（31ページの(2)の表で確認してください。）

第4条に該当する人は、出願サイトで志願情報申請後、中学校の証明・同意・確認のBの項目(※)に中学校長の確認の✓印を受けてください。

(3) 前記の注意「学区確認申請手続に関する特例」により、学区確認申請を省略された人は、出願サイトで志願情報申請後、中学校の証明・同意・確認のCの項目(※)に中学校長の確認の✓印を受けてください。

(※) 出願サイトにおける中学校の証明・同意・確認のB・Cの項目について

- ・ Bの項目：横浜市立、川崎市立高校を志願する際に、中学校が各通学区規則第4条の規定による志願に同意したことを示す項目。
- ・ Cの項目：横浜市立、川崎市立高校を志願する際に、中学校が各学区確認実施要領（3の(1)のイ）による学区確認を行ったことを示す項目。



○ 面接（特別募集・連携募集・中途退学者募集・別科）において、面接シート（第14号様式）の提出を必要としない学校について

（海外帰国生徒特別募集）

高等学校名	学科・コース
県立神奈川総合	単位制普通科国際文化コース
県立鶴嶺	普通科
横浜市立東	単位制普通科

（在県外国人等特別募集）

高等学校名	学科
県立横浜清陵	単位制普通科
県立川崎	単位制普通科
県立座間総合	単位制総合学科
横浜市立横浜商業	国際学科

（中途退学者募集）

高等学校名	学科
県立横浜桜陽	単位制普通科
県立川崎	単位制普通科
県立麻生総合	単位制総合学科
県立厚木清南	単位制普通科

（別科）

高等学校名	学科
横浜市立横浜商業	理容科
	美容科

※ 上記以外については、面接シート（第14号様式）の提出が必要になります。ただし、在県外国人特別募集のうち県立愛川高等学校および連携型中高一貫教育校連携募集については、面接シート（第14号様式）ではなく、学校独自の様式による提出用紙が、インクルーシブ教育実践推進校特別募集では、インクルーシブ教育実践推進校特別募集面接シート（第33号様式）の提出が必要になります。

○ 特色検査において、学校独自の様式による提出用紙が必要な学校について

- 特色検査を行う学校の中には、調査書の提出に併せて高等学校長が定めた学校独自の様式による提出用紙が必要な学校（学科・コース）があります。
 - ※ 県立相模原弥栄高等学校単位制音楽科の特色検査（実技）提出用紙については、提出方法、期間等を高等学校長が別に定めるので、県立相模原弥栄高等学校のホームページを確認してください。
- 学校独自の様式による提出用紙がある学校（学科）は、次のとおりです。
- 提出用紙の必要な方は各学校にお問い合わせください。
- 県教育委員会のホームページ（<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/dokuziyoushiki.html>）から、必要な様式をダウンロードし、印刷して利用することもできます。
 - ※ 県立愛川高等学校における在県外国人等特別募集の学校独自の様式による提出用紙についても、上記の県教育委員会のホームページからダウンロードして印刷することができます。

高等学校名	学科	特色検査
県立津久井	普通科・福祉科	自己表現検査
県立相模原弥栄	単位制音楽科	実技検査
県立田奈	普通科	面接
県立釜利谷	普通科	面接
県立横須賀南	普通科	面接
県立大井	普通科	面接
県立大和東	普通科	面接
川崎市立橘	普通科・国際科	面接
県立愛川	普通科	面接
県立中央農業	園芸科学科・畜産科学科・農業総合科	面接
県立吉田島	単位制都市農業科・単位制食品加工科 単位制環境緑地科・単位制生活科学科	面接

○ 令和7年度神奈川県公立高等学校入学者選抜選考基準および特色検査の概要について

各高等学校の選考基準および特色検査の概要ならびに面接シート（第14号様式）の提出が必要な学校については、「募集案内」または以下の神奈川県教育委員会のホームページをご覧ください。

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/nyusen/nyusen/senko_kijun.html

選考基準の内容についてのお問合せは、志願先の高等学校へお願いします。

※ 掲載内容は、令和6年度の内容です。制度改正により変更となる場合があります。

○ 神奈川県公立高等学校の学費について

- ◆ 授業料
全日制 年額 118,800円
なお、高等学校ごとに定めた生徒会費等の諸経費が別途必要になります。
- ◆ 就学支援金制度（別科を除く。）
一定所得未満の世帯については、申請の手続を行うことで、授業料の負担がなくなります。
 - 対象となる方
保護者全員の所得について、以下の計算式により計算した額が30万4,200円（年収約910万円）未満の世帯です。
〔算定式〕 市町村民税の課税標準額×6%－市町村民税の調整控除の額
※ただし、政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に4分の3を乗じて計算します。
 - 支給額
全日制 年額 118,800円
※ 学校が生徒に代わって国から就学支援金を受領し、授業料に充てるため、生徒は授業料を納める必要がなくなります。（実際に就学支援金がお手元に支給される制度ではありません。）
 - 手続について
入学する高等学校で合格発表時に手続きに関するお知らせ等を配付します。申請は、原則オンラインで受け付けますが、書面での申請も可能です。いずれかで、入学する高等学校に申請してください。
就学支援制度については、県のWebページでも案内しています。Webページには、令和6年度新入生へ合格発表時に配付した、手続きに関するお知らせも参考に掲載されています。
掲載ページURL：<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f533737/index.html>
「神奈川県 就学支援金」で検索
 - 対象となる方は必ず手続をしてください。手続が行われないと授業料をご負担いただきます。
 - 問合せ先 各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ
Tel (045)210-8113(直通) ※ 手続は各高等学校で行います。

○ 神奈川県公立高等学校受検料等減免制度について

- ◆ 神奈川県立の高等学校では、受検料（入学検定料）および入学料について、全部または一部を減免する制度があります。減免の対象となる方は、次のいずれかに該当する方です。
 - 対象となる方
生活保護を受給されている方、児童福祉施設等に入所されている方、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が非課税（0円）の方、失職等による家計急変（当該年度中または当該年度の前年度中に限る。）により都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満となる方は**全額免除**、保護者（親権者）等の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合算額が85,500円未満の方は**半額免除**
 - 申請方法
入学検定料および入学料について減免を希望される方は申請手続が必要です。
原則、e-kanagawa電子申請システムにて志願予定の県立高等学校に申請してください。（電子申請期間後は書面申請のみ受付となります。）
申請ページURL：https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=67526
e-kanagawa電子申請システムでの申請ではなく、書面申請を希望される場合は、中学校または県立高等学校にある申請書類に必要事項を記入して、志願予定の県立高等学校に申請してください。
なお、必ず申請する県立高等学校の事務室に**お早めに事前相談**をしてください。**入学検定料は募集期間開始日の前日までに、入学料は入学手続開始日の前日までに**申請しないと受け付けできません。**それぞれの期限までに申請がなかった場合、減免できませんので、ご注意ください。**
 - 減免される額
全日制 入学検定料 2,200円（全額免除） 1,100円（半額免除）
入学料 5,650円（全額免除） 2,825円（半額免除）
 - 問合せ先 各高等学校の事務室または神奈川県教育委員会財務課財務指導グループ
Tel (045)210-8113(直通) ※ 手続は各高等学校で行います。
- ◆ 横浜市立、川崎市立、横須賀市立の各高等学校の受検料（入学検定料）および入学料について、全部または一部を減免する制度があります。減免となる対象の方は次のいずれかに該当する方です。
なお、申請される方は必ず、志願予定の市立高等学校の事務室に**お早めに事前相談**をしてください。（※横須賀市は下記問合せ先に事前相談をしてください。）

区分	主な免除対象者	担当および電話番号
横浜市立	・保護者が災害等により、学資の支弁が困難となっている方 ・生活保護を受けている方、またはこれに準ずる方 ・その他教育長が特に必要があると認める方	横浜市教育委員会 事務局学校教育企画部学校支援・ 地域連携課 (045)671-3474
川崎市立	・生活保護を受けている方 ・保護者が災害、傷病、失業等により生活に困窮している方 ・その他教育委員会が減免の必要があると認める方	川崎市教育委員会 事務局総務部学事課 (044)200-3269
横須賀市立	・学費負担者が災害、病気、失業等で生活に困窮している方 ・生活保護者、または準生活保護者 ・その他市長において特に必要があると認める方	横須賀市教育委員会 事務局学校教育部教育指導課 (総務係) (046)822-8525

※ 掲載内容は、令和6年度の内容です。制度改正により変更となる場合があります。

○ 神奈川県高等学校奨学金の貸付けについて

1 貸付対象

保護者の年収が約910万円未満※で、ア、イのいずれかに該当する方

ア 県内に在住し、県内の高等学校等（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部）に在学する生徒

イ 保護者が県内に在住し、高等学校等または専修学校の高等課程に在学する生徒

※ 保護者の都道府県民税所得割額および市町村民税所得割額の合計が507,000円未満

2 貸付内容

(1) 貸付月額 国公立 1万円、2万円または3万円（いずれか選択）

（新入生）私立 1万円、2万円、3万円、4万円または5万円（いずれか選択）

※ 2年生以上は上限額が1万円下がりますが、申請（要件あり）により1万円を加算し、新入生の時と同額の貸付けを受けることができます。

(2) 貸付期間 4月から翌年3月までの1年間（予約採用・定期採用の場合）

(3) 貸付方法 7月下旬（4月分～9月分）、10月下旬（10月分～12月分）、1月下旬（1月分～3月分）の年3回、本人が指定した銀行口座に振り込みます。（定期採用の例）

3 連帯保証人 連帯保証人が原則2人※必要になります。

※ 保護者1人と別の独立の生計を営む成年者1人。貸付決定後に印鑑登録証明書とともに借用証書を提出いただきます。

4 申込方法

① 予約採用（高校等入学前に申込）

(1) 募集案内等 募集内容、申込期間、申込書等は11月ごろに中学校を通じてご案内しますので、担任の先生等にお申出ください。（県ホームページにも掲載）

(2) 提出先 神奈川県教育委員会財務課へ申し込みます。審査の上、入学前に採用を決定しますが、高校等入学後に改めて願書等を入学した学校に提出していただく必要があります。

(3) 短期臨時奨学金 予約採用された方のうち希望される方は、短期臨時奨学金として、高校入学後の奨学金の一部を前倒しして高校入学前の3月に貸付けを受けることができます。

② 定期採用（高校等入学後に申込）

(1) 募集案内等 募集案内、願書等は高校等で配付します。（県ホームページにも掲載）申込手続については、各高校等の担当者にお問い合わせください。

(2) 提出先 学校長の推薦が必要ですので、各高校等を通じて手続をしてください。

(3) 申込期間 定期採用は4月に募集します。各高校等が定める期限までにお申込みください。※ 募集締切後に貸付けが必要となった方は随時採用にお申込みが可能です。（随時採用の募集は1月末まで）

5 返還方法

(1) 返還期間等 高校卒業後6か月経過した後から、貸付期間の4倍以内の期間で返還します。返還方法は、月払（毎月）、半年分のまとめ払い（毎年7月と12月）または1年分のまとめ払い（毎年12月）。高等学校奨学金は無利息です。

(2) 返還猶予等 大学等へ進学した場合等は申請により返還の猶予が可能です。また、一定の条件を満たした場合に限り、返還が免除になることがあります。

6 問合せ先

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話(045)210-8251(直通)
ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f324/>

○ 神奈川県高校生等奨学給付金について

1 給付対象 生活保護（生業扶助）受給世帯 または 住民税所得割非課税世帯※

※ 家計急変により非課税相当となった世帯を含む。

2 制度内容 授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金（返還不要）

区分	支給額（国公立高等学校等）	※住民税所得割非課税世帯（全日制・定時制）の支給額は扶養されている兄弟姉妹の状況により異なります。
生活保護（生業扶助）受給世帯	32,300円	
住民税所得割非課税世帯	全日制・定時制	122,100円 または 143,700円※
	通信制・専攻科	50,500円

- ・ 給付を受けるためには申請が必要です。（高校等入学後に学校へ申請）
- ・ 制度の詳細は県ホームページをご覧ください。（私立高等学校等は38ページをご覧ください。）

3 問合せ先

神奈川県教育委員会 財務課 高校奨学金グループ 電話(045)210-8251(直通)
ホームページ <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/en7/cnt/f531013/>

○ 私立高等学校等の学費支援制度等について

この内容は令和6年度のものであります。

令和7年度以降制度が変更となる場合があります。

授業料・入学金補助制度

神奈川県では私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、返還不要の入学金・授業料の補助を行っています。

授業料については、年収約700万円未満（多子世帯は年収約910万円未満）の世帯の方に対して、県内私立高校の平均授業料468,000円まで、入学金については、生活保護世帯・住民税非課税世帯の方に対して県内私立高校の平均入学金211,000円まで支援します。

私立高等学校等…専修学校（高等課程）、中等教育学校（後期課程）を含みます。

令和6年5月1日時点の制度となります。

令和6年度の授業料・入学金補助額（年額）

		所得区分	授業料補助		入学金補助			
		令和6年度の「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」※1	①高等学校等就学支援金(国)	②学費補助金(県)※2	②学費補助金(県)※2	補助上限額※6		
年収目安 (モデル世帯) ※5	生活保護世帯	令和6年1月1日現在で生活保護	396,000円 (通信制 297,000円)	72,000円 通信制 171,000円	211,000円	授業料：468,000円 入学金：211,000円		
	住民税非課税世帯	「県民税・市町村民税の所得割額の合算額」が0円※3						
	270万円～590万円未満	154,500円未満	118,800円+	349,200円	100,000円	授業料：468,000円 入学金：100,000円		
	590万円～700万円未満	203,100円未満						
	700万円～750万円未満	227,100円未満					74,400円	授業料：193,200円 入学金：100,000円
	多子世帯※4	227,100円未満					349,200円	授業料：468,000円 入学金：100,000円
	750万円～910万円未満	304,200円未満					授業料：118,800円	
	多子世帯※4	304,200円未満					349,200円	授業料：468,000円

※1 父母の合計額です。 **年収はあくまで目安です。「所得区分」記載の計算方法により審査を行います。**

政令指定都市の場合は、「調整控除の額」に3/4を乗じます。また、生徒が早生まれであり、扶養控除の適用が他の同学年の生徒よりも1年遅くなる場合は、該当生徒を自己の扶養親族としている保護者等の「課税標準額」から33万円を減じます。令和6年4月～6月分の高等学校等就学支援金は令和5年度の税額で判定します。

※2 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は学費補助金の対象となりません。

※3 父母の合計額です。「市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額」では判定しません。

※4 23歳未満の扶養している子どもが3人以上いる世帯です。

※5 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が給与所得者として働いている世帯をモデルとした年収の目安です。

※6 補助額が学校の授業料や入学金を超える場合、超えた金額は支給されません。

① **就学支援金(国の制度)** ……私立高等学校等に在学する生徒が、家庭の状況にかかわらず、安心して勉学に打ち込めるよう、授業料を補助する制度です。

② **学費補助金(県の制度)** ……私立高等学校等に在学する生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、入学金・授業料を補助する制度です。生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本部長が県内設置）の私立高等学校等に通う生徒が対象となります。

授業料以外の教育費への補助制度

③ 神奈川県高校生等奨学給付金…授業料以外の教育費負担を軽減するための給付金制度です。(返還不要)

給付対象（申請年度の7月1日現在に次の要件をすべて満たす世帯）

- 保護者が県内在住であること。
- 私立の高等学校等に在学していること。
- 生活保護（生業扶助）を受けている世帯、または保護者等全員の都道府県民税・市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）世帯であること。

※家計急変により、非課税相当となる世帯に対する給付があります。

支給単価

世帯区分		支給単価
生活保護(生業扶助)受給世帯		52,600円
住民税所得割 非課税世帯	全日制・定時制の学校	142,600円 または 152,000円 ※
	通信制の学校	52,100円

※扶養している兄弟姉妹の状況によって金額が異なります。

問合せ先

神奈川県 福祉子どもみらい局 子どもみらい部 私学振興課 助成グループ

電話 045-210-3793(直通)

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/v3e/jyosei/gakuhisien/index.html>

神奈川県 学費支援

検索



○ 神奈川県教育委員会案内図



問合せ先

神奈川県教育委員会教育局指導部高校教育課入学者選抜・定員グループ	電話(045)210-8084 (直通)
横浜市教育委員会事務局学校教育企画部高校教育課	電話(045)671-3272 (直通)
川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課	電話(044)200-3243 (直通)
横須賀市教育委員会事務局学校教育部教育指導課	電話(046)822-8479 (直通)